

令和2年3月定例会 総務文教常任委員会記録

令和2年3月4日（水）

令和2年3月5日（木）

令和2年3月9日（月）

令和2年3月11日（水）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和2年3月4日（水）	7 頁
令和2年3月5日（木）	79 頁
令和2年3月9日（月）	121 頁
令和2年3月11日（水）	137 頁

令和 2 年 3 月 定例会 日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 4 日 (水)	審査日程の決定 議案審査 (総務部) 議案乙第 1 号、議案乙第 7 号、議案甲第 1 号、 議案甲第 2 号 〔説明、質疑〕 議案審査 (企画政策部) 議案乙第 1 号、議案乙第 7 号 〔説明、質疑〕 報 告 (企画政策部総合政策課、情報政策課) 鳥栖市人口ビジョン令和元年 (2019年) 第 2 期 “鳥栖発” 創生総合戦略 「まちづくり座談会」の実施状況について 市政要覧 (2020年版) 〔報告、質疑〕
第 2 日	3 月 5 日 (木)	議案審査 (教育委員会事務局) 議案乙第 1 号、議案乙第 7 号、議案甲第 10 号 〔説明、質疑〕 陳 情 陳 情第 1 号 〔協議〕
第 3 日	3 月 9 日 (月)	自由討議 議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 7 号、議案甲第 1 号、 議案甲第 2 号、議案甲第 10 号 〔総括、採決〕

日 次	月 日	摘 要
第 4 日	3 月 11 日 (水)	議案審査 (総務部) 議案甲第 16 号 [説明、質疑、採決]

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年3月4日付託]

議案甲第1号鳥栖市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第2号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例 [可決]

議案甲第10号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例 [可決]

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) [可決]

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

[令和2年3月9日 委員会議決]

[令和2年3月11日付託]

議案甲第16号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例 [可決]

[令和2年3月11日 委員会議決]

2 報告

鳥栖市人口ビジョン令和元年(2019年)(企画政策部総合政策課)

第2期“鳥栖発”創生総合戦略(結果概要)(企画政策部総合政策課)

「まちづくり座談会」の実施状況について(企画政策部総合政策課)

市政要覧(2020年版)(企画政策部情報政策課)

3 陳情

陳情第1号「佐賀県民体育大会の歌」復活導入提案への支援のお願い

“「国民スポーツ大会」への市民の盛り上げ運動へ”

令和2年3月4日（水）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	尼寺省悟
副委員長	久保山博幸	〃	中川原豊志
委員	森山林	〃	伊藤克也
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局	長	実本和彦
総務課秘書係	長	森岡敬晶
総務課庶務防災係	長	古賀庸介
総務課長補佐兼文書法制係	長	江下剛
総務課長補佐兼職員係	長	山本英規
総務部次長兼財政課	長	姉川勝之
財政課財政係	長	秋山政樹
契約管財課	長	森山信二
契約管財課長補佐兼管財係	長	下川広輝
契約管財課長補佐兼契約検査係	長	豊増秀文
契約管財課主幹		中嶋浩一
建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原有高
総務部次長兼庁舎建設課	長	古澤哲也
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係	長	田中秀信
会計管理者兼出納室	長	吉田秀利
出納室審査出納係	長	長野稚佐
議会事務局	長	緒方心一
議会事務局次長兼庶務係	長	橋本千春

議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長	横 尾 光 晴
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	廣 重 浩 三
監 査 委 員 事 務 局 長	古 賀 和 教
監 査 委 員 事 務 局 次 長	飛 松 研 二
企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総 合 政 策 課 長 兼 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 推 進 室 長	鹿 毛 晃 之
総 合 政 策 課 長 補 佐 兼 政 策 推 進 係 長 兼 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 推 進 室 長 補 佐 兼 地 方 創 生 推 進 係 長	田 中 大 介
情 報 政 策 課 長	野 下 隆 寛
情 報 政 策 課 長 補 佐 兼 情 報 政 策 係 長	楠 和 久
情 報 政 策 課 長 補 佐 兼 広 報 統 計 係 長	徳 淵 英 樹
教 育 長	天 野 昌 明
教 育 次 長	白 水 隆 弘
教 育 総 務 課 長	青 木 博 美
学 校 教 育 課 長	中 島 達 也
生 涯 学 習 課 長 兼 図 書 館 長	松 隈 義 和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 日 程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第1号鳥栖市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第2号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

報 告（企画政策部総合政策課、情報政策課）

鳥栖市人口ビジョン令和元年（2019年）

第2期“鳥栖発”創生総合戦略（結果概要）

「まちづくり座談会」の実施状況について

市政要覧（2020年版）

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

お願いいたします。

中村直人委員長

それでは、希望があれば、今日の夕方までに副委員長の下に、お願いをしたいと思います。
現地視察は、以上のおりとさせていただきますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、総務部の準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 9 分休憩



午後 1 時 11 分開会

中村直人委員長

再開いたします。



総務部

議案乙第 1 号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第 1 号、議案乙第 7 号、議案甲第 1 号及び議案甲第 2 号の 4 議案であります。

それでは、まず議案乙第 1 号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

ファイルについては、01（総務部）一般会計補正予算と 02（総務部）委員会参考資料（補正）になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

皆さん、こんにちは。

それでは、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部関係について御説明させていただきます。

説明につきましては、総務文教常任委員会資料及び常任委員会参考資料により行わせていただきます。

まず、総務文教常任委員会資料2ページをお願いいたします。

令和元年度3月補正予算概要として、歳入について説明させていただきます。

款の2 地方譲与税、項の1 地方揮発譲与税、その次の、款の3 利子割交付金及びその次の、款の6 地方消費税交付金につきましては、本年度決算見込みにより地方揮発譲与税が500万円、利子割交付金が700万円、地方消費税交付金が5,000万円の減額をいたしております。

次に、款の8 自動車取得税交付金につきましては、額の確定により466万6,000円の増額をいたしております。

次に、款の9 環境性能割交付金につきましては、本年度決算見込みにより781万円の減額をいたしております。

この環境性能割交付金の減額につきましては、前段で御説明いたしました自動車取得税交付金につきまして、平成24年度から平成30年度までの交付分、7年間分につきまして、県のほうで各市町への配分をする際の配分算定の誤りが見つかりまして、県のほうから令和元年度及び令和2年度の環境性能割交付金で清算をするというふうな形での話があっております。

総額で、鳥栖市分といたしましては1,093万2,000円が清算されることとなっております、令和元年度はその約30%、328万円。令和2年度は、残りの分の765万2,000円が環境性能割交付金から減額精算されることとなっております。

次に、3ページ目をお願いいたします。

款の10 国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、額の確定によります229万5,000円の増額をいたしております。

次に、款の13 交通安全対策特別交付金につきましては、本年度決算見込みにより300万円の減額をいたしております。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

3ページの中ほどをお願いいたします。

款15 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節1 総務管理使用料につきましては、電柱敷地料等の決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

次に、款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金は、原子力広報紙配布委託金でございます。

次に、節4選挙費委託金は、参議院議員通常選挙委託金など決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

款の18財産収入、項の1財産運用収入、目の2利子及び配当金、マイナス41万5,000円の補正をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、財政調整基金利子の決算見込みによる18万3,000円の減額、減債基金利子の決算見込みによる9万1,000円の減額、退職手当基金利子の決算見込みによる2万8,000円の増額、公共施設整備基金利子の決算見込みによる24万8,000円の減額、土地開発基金利子の決算見込みによる7万9,000円の増額を見込んでいただいております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金は、ふるさと寄附金の決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、款の20繰入金、項の1基金繰入金、目1減債基金繰入金につきましては、下水道事業交付金の額の確定に伴いまして、315万1,000円の減額を行っております。

次に、目の4財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1,219万1,000円の減額を行っております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、5ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節3消防雑入は、消防団員の退職報償金等でございます。共済基金からの受入れ額の見込みにより補正をいたしております。

次に、節4雑入のうち、総務課関係分の主なものといたしまして、上から1項目め、全国市町村職員研修助成金は佐賀縣市町村振興協会から研修助成金の額の確定に伴うもの。

その下、3項目、生活習慣病予防検診助成金、胃検診助成金、婦人検診助成金は、佐賀縣市町村職員共済組合からの検診助成金の額の確定に伴うもの。

その下、退職手当企業会計負担金は、今年度退職者のうち企業に在籍した者の在職期間中の退職手当の負担金を受け入れたもの。

一番下、実習費につきましては、緑生館看護学生の実習受入れによりかかる経費、費用でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、雑入の財政課分について申し上げます。

資料5ページの、下から4番目をお願いいたします。

新市町村振興宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじのことでございます。それと市町村振興宝くじ、こちらがサマージャンボ宝くじの分でございます。それぞれの、収益金の交付金の確定に伴います補正を行っているものでございます。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

同じく5ページ、説明欄の一番下のほうになりますが、建物総合損害共済災害共済金98万円につきましては、若葉小学校のインターホンの落雷による破損による共済金などがございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

款の23市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告させていただきます。参考資料、3ページ目から6ページ目と併せて御覧ください。

まず、目の2土木債、節の1道路橋梁債9,120万円の増額及びその下、節の2都市計画債3,970万円の増額につきましては、国の補正予算を活用いたしました道路改良事業及び公園整備事業に係るものでございます。

次に、節の3住宅債330万円の減額は、起債対象事業費の決算見込みに伴うものでございます。

次に、目の4教育債、節の1中学校債1億3,830万円の増額につきましては、国の追加内示に伴います鳥栖西中学校大規模改造事業に伴うもの。

次の、節2保健体育債40万円の減額は、起債対象事業費の決算見込みに伴うものでございます。

次に、目の6民生債、節の2児童福祉債780万円の減額。

次に、目の7災害復旧債、節の1農林水産施設災害復旧債の10万円の減額。

次に、節の2土木施設災害復旧債70万円の増額及び、目の8農林水産施設、節の1農業債30万円の増額につきましては、それぞれ各事業の起債対象事業費の決算見込みに伴うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方心一 議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料の7ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。

節9旅費から節19負担金、補助及び交付金までにつきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

実本和彦 総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、8ページをお願いいたします。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

主なものといたしましては、節1報酬は、個人情報保護審査会委員報酬など決算見込みによる減額補正でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、特別職2人及び総務部長以下の職員69人分の決算見込みによる人件費の補正でございます。

なお、節3職員手当等は、退職者の増に伴う補正が主なものでございます。

節8報償費から節25積立金まで、各節ともそれぞれ決算見込みによる補正でございます。

9ページをお願いします。

次に、目2秘書費につきましては、各節ともそれぞれ決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

姉川勝之 総務部次長兼財政課長

続きまして、目の5財政管理費につきましては、予算編成等にかかります経費の本年度決算見込みによる減額補正を行ったものでございます。

以上でございます。

森山信二 契約管財課長

10ページをお願いいたします。

目7財産管理費、節9旅費から節19負担金、補助及び交付金の減額補正につきましては、いずれも決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、目の12財政調整基金費、節の25積立金でございます。

預金利子の決算見込みなどによります補正として、342万5,000円を減額補正するものでございます。

次に、目の13公共施設整備基金積立金につきましても預金利子の決算見込みにより、24万8,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、11ページをお願いします。

次に、款2選挙費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、各節とも決算見込みによる補正、その下、目3参議院議員選挙費——めくっていただきまして12ページになります。目4県議会議員選挙につきましても、それぞれ額の確定による減額補正でございます。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

続きまして、13ページをお願いいたします。

項6監査委員費、項1監査委員費について申し上げます。

節1報酬につきましても、議会選出監査委員の交代による減額でございます。

次に、節9旅費から節19負担金、補助及び交付金につきましても、決算見込みによる減額でございます。

よろしくをお願いいたします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、14ページをお願いいたします。

次に、款9消防費でございます。

主なものといたしましては、目1総務管理費は、鳥栖・三養基消防事務組合負担金の額の確定による補正でございます。

目2非常備消防費、目3消防施設費、目4防災費は、それぞれ各節とも決算見込みによる補正でございます。

以上です。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

次に、15ページをお願いいたします。

款の12公債費でございます。

目の1元金、節の23償還金、利子及び割引料につきましては、地方債元金の償還金の額の確定に伴います189万5,000円の補正を行っております。

次に、目の2利子、節の23償還金、利子及び割引料の1,189万3,000円の減額につきましても地方債利子の額の確定、並びに一時借入金利子等の決算見込みによる補正を行っているところでございます。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

同じく15ページになりますけれども、款13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節28繰出金につきましては、土地開発基金の運用利息などの決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

同じく、款の13諸支出金、項の2公営競技収益金貸付基金支出金につきましては、支出金の支払いが見込まれませんので減額するものでございます。

以上で、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、総務部関係予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

ありませんか。

尼寺省悟委員

ちょっと、せつかくだからお尋ねします。

3ページに、電柱敷地料等の決算見込みと書いてるけど、この電柱敷地料というのは簡単に言ったら、鳥栖市が九電に対して電柱を立てる敷地を貸してると、その料金ということで、いいんですか。

森山信二契約管財課長

ただいまの御質問ですけれども、基本的に鳥栖市が有地しております残地、いろいろございますけれども、その中に電柱等が、管財課のほうで管理している土地がございますので、その分の電柱敷地料ということになっております。

尼寺省悟委員

個人の土地をね、電柱を貸している場合はどうなるんですかね。個人にその敷地料という

ことで九電から入ってくるということになるわけ。

森山信二契約管財課長

私も詳しくはございませんけれども、私の知っている範囲で回答をさせていただきたいと思いますが、当然ながら市有地につきましては、市のほうに使用料が入ってきますので、私有地につきましても、九電なりNTTのほうから、電柱の持ち主のほうから占用料として支払われているものと考えます。

尼寺省悟委員

ちょっと、何を聞きたいかっちゅうとね、だから、貸してるほうに、電柱を入れるところが主体なんだから、ここはいかんと、移ってくれと、したら当然、九電は応じんといかんわけやろ。

契約を破棄すると、ね。そうでしょう。

森山信二契約管財課長

今、言われているように、当然ながらの占用としている電柱につきましては、支障等が出れば、当然ながら移転をしていただくということになります。

尼寺省悟委員

ところが、なかなかね、電柱、私が知ってるの2か所あるけれども、非常に昔から、もう20年、30年ぐらい前からあってね。

昔は、車とかなかったけれども、今、車とかあって、物すごく狭いからね、のいてくれと言ってもなかなか応じてくれんわけたい。

そういったときには、市として、間に立って、その辺はなかなか、どうなんですかね。

森山信二契約管財課長

非常に難しい問題とは思いますが、狭小の道路等は道路の敷地に建てると車の通りが悪かったりってところがございますので、九電さんなりNTTさんをお願いをして、民地のほうに承諾ができないのか等を、当然ながらお願いをした上で、やむを得ず道路の端に建てるということは現実的にはあるのかなというふうに思ってます。

尼寺省悟委員

なかなか応じてくれんので、非常に困ってるということで何回も何回も繰返してね、せないかんというふうなことで、なかなか応じてくれんので、そういった点あるので、ぜひ市がね、その間に入って何とかできるようにやっていただきたいと思いますけど。

中村直人委員長

ほかにございますか。

伊藤克也委員

すいません、2ページの歳入の件で、地方消費税交付金が5,000万円の減額ってということなんですけれども、昨年10月に消費税が10%になって、今回5,000万円の減額っていうのは消費の落ち込みっていったところなんですかね。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

実際、正確なところでの消費の影響っていうのを把握っていうのはなかなか難しいものがございます。

ただ、今回減額補正をさせてもらっている要因の一つとして、通常、消費税というのは国のほうに納められた部分についてを各県のほうに配分して、それが最終的にうちのほうに入ってくるというふうな形になっておりまして、うちのほうには、年に4回分かれてそれぞれ交付をされてきてるんですが、本来、最終的に3月に入ってくる部分っていうのが、基本的には、9、10、11月分で納められた消費税というふうな形になっております。

それで、今回この11月というのが、末日がちょうど土日のお休みの日に入ってたもので、納める納期限っていうのが翌月に回ってしまったということで、12月分のほうにそれが回ってしまって、本来11月分までの3か月分を3月に受け取る予定であった部分が二月分しか来ていないというところでの影響があるのではないかというふうに、ちょっと推測をしているところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

分かりました。

それから、5ページの新市町村振興宝くじと、その下の市町村宝くじがそれぞれハロウィンとサマーってということなんですけれども、この金額の根拠っていうのは何かあるんですか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

これは、宝くじの収益金を県内の市町のほうに配分をするというふうな形になっておりまして、一応配分方法といたしましては、収益金としての全体額の3分の1が均等割、残りの3分の2が人口割というふうな形の計算で配分されることとなっております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

その配分割した金額、お金っていうのは、事業はこういったことに使いなさいよとかっていう制約はあるんですか、それとも、使途に関しては、もう自由に使っていってというふうな判断になるんですか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

個別具体的なことではないんですが、基本的に公共事業、その他公益の増進を目的とする事業ということでの配分というふうな形になっております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。分かりました。

それから、8ページの一番上の個人情報保護審査会委員報酬なんですけれども、委員の皆さんというのは何名いらっしゃるのか、まず教えてください。

江下剛総務課長補佐兼文書法制係長

個人情報保護審査会の委員さんにつきましては、現在5名でございます、弁護士、それから行政書士、司法書士、その他の皆さんで構成をされております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら、5名ということで分かりました。

昨年1年間に、大体、市のほうから個人情報等について何件ぐらい諮問をされたのかを教えてください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

開示の件数については、すいません、今把握をしておりませんので、申し訳ございません。

中村直人委員長

よろしいですか。

じゃあ、後でお願いします。

伊藤克也委員

今、把握ができてないということであれば、後でいいので、もしよかったら教えてください。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

5ページ、先ほど伊藤議員が、ちょっと質問されたんですけれども、その宝くじの交付金についてなんですけれども、そのほかのやつ、上の退職手当から下の実習費までですけど、当初的に予算は上げていらっしゃるんですけど雑入ということですので、急遽入ってきたというふうな判断なのかなと思うんですけれども。

宝くじとかそういったのが、毎年そういうふうな市町村に交付されるようであれば、頭出

しぐらいしとってよかったのかなと思うんですけども、補正前がゼロっていうのは、出せない理由か何かあったんですか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

この予算の出し方といたしまして、例えば繰越金とか、もうそれだけしかないような節のときには頭出しとして1,000円という形を出しているようなところもございます。

ただ、この雑入につきましては、もう当初で既に出しているほかの部分とかも数字としてはありますので、あえてここで個別ごとに1,000円ずつを出すっていうふうな形では、ちょっと出していないような状況でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

では、毎年この3月の決算見込みにおいて、宝くじとかそういったものも上げていると。発生した時点で雑入に上げるわけではなくって、3月の決算で上げてるということですか。要は、収入として発生する時期というのは3月だけじゃなくて、もっと前に発生したのかなというふうに思うんですけども、ここの時期で上げるようになったのは、何か理由があるのかなと。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

この、例えばハロウィンジャンボ宝くじっていうのが、ちょっと前でございますとオータムジャンボ宝くじということで、秋口に交付をされている部分もございます。

それが、最終的に県のほうに一回、一括納付されていくっていうのが11月とかそういった形になっておりますので、そういったところも含めて、まとめて3月補正で計上しているということでございます。

それで、サマージャンボにつきましては、実際おっしゃるように、夏場に大体売られる分でございますので、その額っていうのは前段として分かる可能性はあるんですけど、今のところ全部3月補正で計上させてもらっていただいているというところでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

早めに分かる分は早めに計上されてもいいのかなっていうふうに、個人的には思いますので、今後また検討していただきたいと思います。

それと、もう一点だけ、14ページの消防設備費で、消火栓増設等の負担金ですけども、補正前が750万円で補正後が1,100万円、ちょっと大きく上がってるかなというふうに思いますので、この増額の理由を教えてください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、消火栓の増設等の負担金として、400万円以上補正をすることになっております。

これの原因についてでございますけれども、これは一件一件、その更新の件数の単価が増加していること。あと、件数自体も増加、見込みよりも多かったということと、単価も大幅に上がっているということで、今回増補正になったというところでございます。（「何件ぐらい」と呼ぶ者あり）

当初、見込んでおりました更新の件数が9件で見込んでおりましたけれども、12件に増えた。それぞれの単価も当然上がっておりますので、全体として増加したというところでございます。

伊藤克也委員

すいません、一緒に言えばよかったですけれども、同じく14ページですね。

委託料の防災ラジオ導入等委託料についてなんですけど、私もこれを協議するときに居なかったものですから、教えていただければというふうな意味合いで質問させていただきたいんですけれども、恐らくシステムをつくるのにこれぐらいの金額がかかったのかなというふうに想像をするんですけれども、まずその件については間違いはないですかね。

システムの構築ってということで、これだけの金額がかかったということで、理解でよろしいですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

この委託料の金額については、防災ラジオだけの金額ではございませんで、そのほかの委託料も含んだものでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

分かりました。

防災ラジオ以外っていうと、例えばどういったことになりますか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

委託料については、防災費の委託料の決算見込みということだと思いますが、ちょっと概算でございますけれども、大きなものとしてはコミュニティ無線、防災無線のシステムをやり変えたというか、それが4,500万円程度、経費のほうがかかっております。

主なものは、以上になります。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。



議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

次に、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

ファイルについては、03（総務部）一般会計予算と04（総務）委員会参考資料（当初）になります。

また、令和02年03月定例会の中の、08主要事項説明書（当初）の準備も合わせてお願いをいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

それでは、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算のうち、総務部関係について御説明させていただきます。

説明は、総務文教常任委員会資料及び常任委員会参考資料により行わせていただきます。

まず、常任委員会資料2ページをお願いいたします。

まず、歳入について申し上げます。

款の2 地方譲与税でございます。

項の1 地方揮発譲与税につきましては、令和元年度決算見込み等により6,000万円の予算を計上いたしております。

次に、項の2 自動車重量譲与税につきましても、令和元年度決算見込み等により1億6,000万円を計上いたしております。

項の3 森林環境譲与税につきましては、令和元年度より創設されました譲与税でございますが、国税でございます森林環境税は、令和6年度から徴収されることとなっておりますが、前倒しで譲与税が交付されることになっており、今回700万円を計上しているところでございます。

続きまして、款の3 利子割交付金でございます。

令和元年度決算見込み等により800万円の予算を計上いたしております。

次に、3ページ目をお願いいたします。

款の4 配当割交付金につきましては、前年度同額の2,000万円を計上いたしております。

次に、款の5株式等譲渡所得割交付金につきましても、前年と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、款の6法人事業税交付金につきましては、令和2年度より創設されました交付金でございます。国の地方法人特別税及び譲与税制度が廃止されたことに伴います市町村分の法人住民税、法人税割の減収分の補填措置として、県の法人事業税の一部が市町村に交付されるものでございまして、1億円の予算を計上いたしております。

続きまして、款の7地方消費税交付金でございます。

令和元年度決算見込み及び令和元年度10月からの消費税10%などを見込んで、16億5,000万円を計上いたしております。

次に、4ページ目をお願いいたします。

款の8ゴルフ場利用税交付金でございます。

こちらにつきましては、令和元年度決算見込み等から前年同額の1,400万円を計上いたしております。

次に、款の9環境性能割交付金につきましては、これまでの自動車取得税交付金が令和元年10月より廃止されまして、普通自動車分につきましては環境性能割交付金として、軽自動車分につきましては軽自動車税の環境性能割となったものでございますが、先ほど、3月補正のときにも御説明させていただきましたが、過去の自動車取得税交付金の配分算定誤りによる清算が令和元年度及び令和2年度の環境性能割交付金により行われますことから、令和2年度は見込みとして400万円を計上しているところでございます。

款の10国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、令和元年度決算見込み等により1,700万円を計上いたしております。

次に、款の11地方特例交付金、項の1地方特例交付金の8,500万円につきましては、所得税で還付できなかった住宅取得特別控除に係ります市民税分の減収補填に伴うもの及び自動車税等の消費税引上げに伴います臨時的な環境性能割引下げに伴う減収補填に伴うものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

款の12地方交付税は、今年度5億5,000万円の予算を計上いたしております。

内訳といたしましては、普通交付税が3億円、特別交付税が2億5,000万円となっております。昨年度から普通交付税が1億円の増となっております。

続きまして、款の13交通安全対策特別交付金につきましては、令和元年度決算見込み等により1,700万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

同じく 5 ページになりますけれども、款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料、節 1 総務管理使用料の電柱敷地料等335万5,000円につきましては、九電の電柱やN T T の鉄塔などの敷地使用料等でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款16国庫支出金、項 3 委託金、目 1 総務費委託金、節 1 総務管理費委託金 3 万6,000 円は、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

款17県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費県補助金100万円は、子どもを見守る防犯カメラ設置事業に係る県からの補助金でございます。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

同じく 6 ページの、款18財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入につきましては、京町ビル敷地の貸付料等でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、目の 2 利子及び配当金でございます。

節の 1 利子及び配当金といたしまして、69万1,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、財政調整基金の利子、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子によるものでございます。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

その下の、款18財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、目 2 物品売払収入、目 3 証券売払収入につきましては、それぞれ1,000円の頭出しをしております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、7 ページをお願いします。

款19寄附金、項 1 寄附金、目 1 総務費寄附金、節 1 総務管理費寄附金 4 億5,000万円は、ふるさと寄附金でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、款の20繰入金、項の1基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため2億2,860万5,000円の繰入れを行っております。

次に、目の2減債基金繰入金でございますが、こちらは下水道繰出しの財源とするため、2,741万5,000円を繰入れるものでございます。

次に、款の21繰越金でございます。

今回の予算編成に伴います繰越金として、頭出しを行っているところでございます。

次に、款の22諸収入でございます。

項の5収益事業収入、目の1競馬事業収入、こちらにつきましても競馬事業の収入として頭出しを行っているところでございます。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

次に、8ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目3違約金及び延滞金利息、節1違約金及び延滞利息につきましても1,000円の頭出しをさせていただいております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下の段になります目4雑入、節3消防雑入は、消防団員の退職報償金等でございます。共済基金からの受入れ予定額を計上いたしております。

節4雑入のうち、全国市町村職員研修助成金は職員研修に係るもので、佐賀県市町村振興協会からの助成金、その下、生活習慣病予防検診助成金、胃検診助成金、婦人検診助成金につきましましては職員の検診に係るもので、佐賀県市町村職員共済組合からの助成金を計上いたしております。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

婦人検診助成金の下になりますが、光熱水費雑入195万4,000円につきましましては、佐賀銀行市役所内派出所を初めとする市役所本庁の貸付使用料に係る電気料などの実費負担分を計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、一番下段になりますが、競馬事業雑入として100万円を計上いたしております。

次に、9ページ目をお願いいたします。

款の23市債でございます。

歳入の市債につきましては、事業ごとに各常任委員会で御説明することとなっておりますが、歳入に関わる分ですので一括して報告させていただきます。

まず、目の1総務債でございます。

節の1総務管理債につきましては、田代まちづくり推進センター改修事業として1億2,330万円、新庁舎整備事業として5億円を計上いたしております。

次に、目の2衛生債でございます。

節の1保健衛生債につきましては、保健センターの改修事業に係るものでございます。

節の2環境衛生債につきましては、斎場改修事業に係るものでございます。

次に、目の3土木債でございます。

節の1道路橋梁債につきましては、道路改良事業として1億6,690万円を計上いたしております。

節の2河川債につきましては、緊急自然災害防止対策事業として5,600万円、緊急浚渫推進事業として1,370万円を計上いたしております。

次に、節の3都市計画債につきましては、公園整備事業として8,790万円。

次に、節の4住宅債につきましては、公営住宅改善事業として5,390万円を計上いたしております。

次に、目の4消防債でございます。

300万円につきましては、防災基盤整備事業に係るものでございます。

次に、目の5教育債でございます。

節の1小学校債2,440万円につきましては、田代小学校大規模改造事業に係るものでございます。

次に、目の6臨時財政対策債でございます。

こちらは、地方交付税制度の振替措置として計上するものでございまして、2億円を計上いたしております。

歳入については、以上でございます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料10ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費までにつきましては、議員21名分及び事務局職員7名分の人件費を計上いたしております。

節9旅費につきましては、職員随行旅費等及び常任委員会、議長会関係の議員旅費、並び

に本会議等の出席費用弁償を計上いたしております。

節12役務費につきましては、タブレット端末に係る通信料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、議事録検索システム等の借上料が主なものでございます。

次に、11ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等の負担金のほか、政務活動費交付金を計上いたしております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款の2総務費、項1総務管理費でございます。

目1一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1報酬は、個人情報保護審査会、情報公開審査会など各種審議会の委員報酬及び育児休業代替会計年度任用職員などの報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、特別職2人及び総務部長以下職員69人の人件費でございます。

節8報償費は、顧問弁護士、産業医等への謝金や報酬及びふるさと寄附の謝礼品代などでございます。

節9旅費は、職員の研修旅費や育児休業代替会計年度任用職員の費用弁償などでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

節12役務費のうち、手数料はふるさと寄附システム及び職員等の健康診断の手数料などでございます。

節13委託料は、嘱託員委託料及び職員の研修委託料などでございます。

節14使用料及び賃借料のうち、システム借上料は例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

節15工事請負費は、鳥栖駅防犯カメラ取替工事費でございます。

次に、13ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金は、職員研修等負担金、防犯協会補助金が主なものでございます。

目2秘書費の主なものにつきましては、節9の旅費は、市長、副市長及び職員随行の旅費。

節10交際費は、市長交際費でございます。

14ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金は、市長会関係負担金が主なものでございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、目の5 財政管理費、節の9 旅費から節の19負担金、補助及び交付金までにつきましては、予算編成等に係ります経費を計上したものでございます。

以上でございます。

吉田秀利会計管理者兼出納室長

次に、目6 会計管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節11需用費のうち、印刷製本費につきましては、決算書及び監査意見書の作成等に係る経費でございます。

次に、節12役務費のうち、手数料につきましては、市民税などの口座引き落とし等に要する手数料及び指定金融機関の公金取扱事務に係る手数料でございます。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

次に、15ページをお願いいたします。

目7 財産管理費の主なものについて、御説明させていただきます。

節11需用費につきましては、共用車の燃料費や本庁舎の光熱水費、庁舎維持管理に要する修繕料や共用車の車検に要する経費でございます。

節12役務費につきましては、本庁舎電話料の通信運搬費や建物共済保険料及び公用車の自動車任意保険料などでございます。

節13委託料につきましては、庁舎管理委託料や公用車の定期点検委託料、土地開発公社への事務委託料でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、庁舎内LED照明借上料、普通車及び電気自動車の借上料などでございます。

節18備品購入費につきましては、新規購入を予定しております公用車4台分、ドライブレコーダーの購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、講習会の出席負担金などでございます。

節27公課費につきましては、共用車の自動車重量税等でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

目8 契約検査費につきましては、契約事務に要する経費といたしまして、節9 旅費、節11

需用費、節12役務費、節14使用料及び賃借料、節19負担金、補助及び交付金をそれぞれ計上させていただきます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、目の12財政調整基金費、節の25積立金につきましては、基金利子相当額や下水道繰出しの財源のために財政調整基金、減債基金へ積立てを行うものでございます。

目の13公共施設整備基金費、節の25積立金につきましても基金利子相当額の積立てでございます。

以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

17ページをお願いいたします。

次に、目14新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節13の委託料のうち、廃棄物収集運搬委託料につきましては、破損しております物品等を廃棄するための委託料でございます。

次の、工事監理委託料につきましては、新庁舎建設工事の工事監理委託料でございます。

節15の工事請負費につきましては、新庁舎の本館、北別館及び一部外構の工事費でございます。

別ファイルの主要事項説明書の、8ページを御覧いただきたいと思っております。お願いいたします。

それでは、御説明いたします。

節13委託料の工事監理委託料及び節15工事請負費の新庁舎建設工事につきましては、事業期間が令和2年度から令和3年度にわたる予定でございますので継続費を設定いたしております。

資料の中段あたり、事業計画がございますが、建設工事費といたしましては合計の55億1,100万円で、そのうち令和2年度分といたしましては、建設工事の進捗を約12%と見込みまして6億6,132万円。工事監理委託料といたしましては合計の5,200万円で、そのうち令和2年度分といたしましては、全体の業務期間と令和2年度の業務期間の割合から2,190万円を年割額を設定しているところでございます。

令和2年度分の財源といたしましては、公共施設等を適正管理推進事業債が5億円、一般財源が1億8,322万円でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、18ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費の主なものといたしまして、節1報酬は、選挙管理委員会委員、4人分の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、事務局職員2人の人件費でございます。

節14使用料及び賃借料の主なものは、システム等借上料で、これは選挙投開票管理システムのリース代でございます。

目2選挙啓発費は、ポスターコンクール賞品代など、啓発に係る経費を計上いたしております。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

続きまして、19ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費の主なものについて御説明をいたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、監査委員2名分及び事務局職員3名分の人件費でございます。

節9旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償でございます。その主なものといたしましては、全国、西日本、九州の各監査委員会等への定期総会や研修会へ出席するための経費でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、20ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費でございます。

目1総務管理費の主なものにつきましては、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、消防担当職員2人分の人件費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金、県防災航空隊負担金は、それぞれ構成団体のうち鳥栖市の負担金でございます。

目2非常備消防費の主なものとしましては、節1報酬は消防団員332人分の報酬でございます。

節8報償費は、消防団員の退職報償金が主なものでございます。

節11需用費は、消防団員の活動服の購入費などでございます。

節19負担金、補助及び交付金は、県消防協会、公務災害補償組合への負担金などでございます。

次に、21ページをお願いします。

目3 消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11 需用費は、各消防団格納庫、消防車の維持管理費でございます。

節15 工事請負費は、第1分団本部格納庫営繕工事等でございます。

節19 負担金、補助及び交付金は、消火栓の増設、修繕の経費に係る上下水道局への負担金でございます。

目4、防災費の主なものといたしまして、節12 役務費の通信運搬費はコミュニティ無線システム65局分の利用料などでございます。

節13 委託料は、気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等委託料などでございます。

節19 負担金、補助及び交付金は、自主防災組織補助金などでございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、22ページをお願いいたします。

款の12 公債費、項の1 公債費、目の1 元金、節23 償還金、利子及び割引料でございます。

地方債の元金償還金の見込み額として、16億5,225万9,000円を計上いたしております。

次に、目の2 利子でございます。

地方債の利子の見込みといたしまして1億394万2,000円、一時借入金分の見込み額といたしまして100万円、合わせて1億494万2,000円を計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

同じく、22ページをお願いいたします。

款13 諸支出金、項1 土地開発基金費、目1 土地開発基金費、節28 繰出金につきましては、基金の預託金利息と基金用地の土地貸付料相当額を計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

次に、項の2 公営競技収益金貸付基金支出金、目の1 公営競技収益金貸付基金支出金、節の24 投資及び出資金につきましては、公営競技収益金貸付基金支出金として頭出しを行ったものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

款の14 予備費でございます。

予備費として、前年と同額5,000万円の予算を計上したものでございます。

以上で、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算のうち、総務部関係について説明を

尼寺省悟委員

どうなんかな、単純に考えてみて、8%から10%に上がったということで、この交付金が幾ら——おおよそでいいけれども——どんくらいになるというふうな、そういった計算っちゅうのはできんわけ。

その辺のごちゃごちゃを除いて、正味でどうなんかつちゅうのは分からんわけ。

中村直人委員長

分かりますか。

分かる人が答弁してくれる。

秋山政樹財政課財政係長

消費税交付金の算定につきましては、今年度の当初予算の14億円に地方財政計画の割合を掛けた額ということで算定をしております。

それを算定いたしますと16億5,000万円と、大体119%程度ということで地財計画が出ておりますので、そちらで計算をしているところでございます。

尼寺省悟委員

それで、何を聞きたいのかというとな、主要事項説明書、ちょっと見てほしいんやけどね。その最後のページで、令和2年度当初予算 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途というふうな表があるよね。

これは、担当が違うから分からんというふうなことは言わんでほしいんやけれども、財政課長さん。

それでね、まずこの表だけれども、これはさっき言ったように8%、8%のときどうやったかというときの表が欲しいたい。だから、平成31年、去年かあるいはおととしか分からんけれども、その辺の10月から上がったからということでいろいろあるとするならば、8%のときの表が欲しいんやけれどもですね。それは、できるでしょう。

8%のとき、だから去年の10月に上がったのでその辺の、さっきいろいろあるということならば、分かりやすくするために8%のときはどうだった、10%になったときどうやったかちゅうところの表が欲しいんやけれども。その辺は、別に今すぐじゃなくていいけれども、出るでしょう。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

平成30年度決算のときに、平成30年度分のときの分では、多分資料としてお出しをしたかと思えますんで、その分によければ、この形のやつですね。

それによれば、大丈夫だと思います。

尼寺省悟委員

それで、これの一番左側のところの小計が10.7億円か、ね。一番左側の数字ね、合計。

多分、8%のときと比べて事業費の合計だから自然増だけで、これはほとんど変わらないと思うったいね。それで、変わるの何かといたら、一般財源のところの地方消費税交付金ということで、社会保障財源化分ということで8.5億円というところが増えた。

増えたんじゃないかなと思うったい。

その代わりに、一般財源のその他のところが減ったと、ね。じゃないかと思うんやけれども、そう考えていいわけ。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

この8億5,000万円というのが、尼寺議員がおっしゃったように、今回地方消費税交付金16億5,000万円のうち社会保障財源化分として8億5,000万円を計上している部分でございますんで、当然この部分が増えた部分については、仮にその事業費ベースがほぼ同じだったとするならば、その分一般財源の部分が少なくなっているというふうな形になっております。

尼寺省悟委員

それでね、今まで消費税といたらね、社会保障のためだということできっと上げてきたと——私は絶対そうじゃないと思うけどね。実質的には、法人税の値上げの肩代わりとしてやってきたと。

それで、今ね、鳥栖市の社会保障を見たときに、国が言うところの保育園の保育料か、あれについては無料化したぐらいでね、後についてはほとんど一般市民にとって見たらさ、消費税上がったと、ほんなら社会保障ようになったかという、ほとんどそういった実感がないったい。

簡単に言ったらね、例えば国保税、国保税今度上がるったい、ね。上がるんよ。それから、介護保険だって上がるし、いろんな形で市民の負担については増えるわけよ。

本来ならばね、もともとの考え方に立つとするならば、一般財源の中での、これだけ市の負担が、出すお金が減るならばね、本来であればそっちのほうに回してそういった市民の負担増を減らす方向で予算を組替えせないかんと思うったい。それが、国が言うところの消費税を社会保障に使うというならそうせないかんわけでしょう。

そうになってないんじゃないかなと思うと、単純に、市の一般財源を減らすためだけに使われたと——保育料は別としてね——じゃないかなあという疑問があるので、その資料を出してほしいと。その辺の考え方を聞きたいということなんだけれども、どうなんですか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

この一般財源といいますのが、当然税金等もございます。その中の、それとは別に地方交付税等、そういったものもございます。

当然、その地方消費税が増額された部分につきましては、地方交付税を算定する際にはその収入増部分が、交付税の部分が減額されるということになりますので、ある意味その消費税によって社会保障に充てる分っていうものが明確化されているような形にはなっておりませんが、差引きとしてこの一般財源としていきますと、当然この表だけでいけば、多分その他の数字の部分が減るといふことにはなっておりますが、実際このその他の部分の財源として手当てされている部分の地方交付税を含めた一般財源総額っていうのが、実質的にどうかっていうところはまた別の問題であるかと思えます。

尼寺省悟委員

だからそういった意味でね、消費税上がったと、じゃ私たちの負担が減ったかっちゅうと、いや、減ってないと。増えたんじゃないかと、さっき言った国保税も上がると、介護保険も上がると、ね。

保育園の保育料だけ減ったけどね、減るならまだしも増えた、増えてると。そういう声に対してね、あなたどう答えるわけ。

簡単に言って、国から消費税相当をもらったなら、その分だけね、市の持ち分が減っただけやないと。

減らんでね、それを一定にして、その分だけ何で国保税の引下げとかに回さんのかという話になるったい。そういう声があるって、私もそう思うけれどもね。それに対してどう答えるわけ。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

基本的に、例えば鳥栖市として、今年度、令和2年度につきましては、子どもの医療費助成の通院の中学生までの拡充とか、そういったものについての支援策等の拡充、必要に応じてそういったものについてはやっております。

今回の、この地方消費税交付金の社会保障財源化分につきましては、当然10%に上がった部分に応じて金額のほうは増額されておりますので、その部分については、あくまでもこの社会保障経費のほうに充てていっております。

ただ、そういった反面、地方交付税につきましては減額等も若干その影響では出てくるかと思えますので、そういったところのトータル的なものを含めまして、市としては必要なものの部分についてそれぞれ手当てをしていきたいというふうに考えているところでございます。

尼寺省悟委員

あなた今ね、中学生までの医療費の助成とか言ったけれども、金額にして3,000万円程度でしょう、ね。3,000万円程度でしょう。

だからあんた、実際問題として、これだけお金があつて、数億ぐらいね、だからそれが、その問題で使われたって言って、はい、そうですかちゅうふうには、ちょっとならんと思つたいね。

まあ、よかです。いいです。

次の質問です。

さっきね、議会事務局のほうからタブレットの話が出たですね、議員の。それで、議会改革検討会の中でも議員だけやなくて職員にもどうかという話が出て、いろいろ議論になるけれども、私たちがいろいろ議論して、結果としてこれに、議員がタブレットにしたことによつて紙代とかいろんな印刷がかなり減つて、非常に節約できた。

そういったところで、いろいろ議論するときでも私たちはこれと、そつちは紙だということで、非常にまどろっこしい。だから、職員もタブレットというふうな声があるけれども、なかなかあなた方がうんと言わないということを知りたがるけれども、その踏み切れない理由ちゅうか、何かあると。

あるいは、踏み切ろうという考え方ちゅうのはないんかな、ちょっとその辺、聞きたいやけれども。

野田寿総務部長

タブレット関係職員の、職員というか業務上使うということについては、所管がちょっと情報政策課のほうになりますんで、情報化推進会議で語る内容だと思います。

ただ、仕事を今進めていく上で、デスクトップでやっておりますので、それについてセキュリティーの問題も当然ありますんで、有線で仕事をそれぞれ結んでいったほうが当然セキュリティー上は高いわけです。

タブレットっていうのは、ちょっとWi-Fi環境っていうか、そういった環境になるとセキュリティー上どうなのかなと。個人情報等を特に扱う市役所の中であつては、そういうタブレットをモバイル的に持ち出しが可能なやつが果たしてどこまでが可能なのか。

ただ、会議で使う分については、今活用している部分があります。

だから、実証実験的に、そういった事務にどこまで使えるのかというのは当然考えていくべきだと思います。それは、ペーパーレスとか考え方の一つだと思います。

だから業務上、スムーズに進めていくというところではタブレットの使い方もあるのかなと、ただ通常使うやつについては、やはりでデスクトップなりノートになるのかちょっと分かりませんが、そういった形のほうがふさわしいんじゃないかなというふうに思いますが、すけれども。

ただ、これは今後、市役所の中の情報化をどう進めていくかということにもつながつてい

きますので、私がこの場でどうだこうだということは、ちょっと言えませんが、そういった中で議論、情報化の推進会議の中でもそういった、どうやったほうが一番いいのかというのは進めていきたいというふうに思います。

尼寺省悟委員

職員が、タブレットを持つことに対していろいろ課題がある、問題点があるっていうことは分かるけれどもね。

基本的に、ペーパーレスって世の中の流れであるし、そういった方向でね、私はそういった、言われた課題っていうのは解決できないことじゃないと思うたよね。そういった意味で、総務課とは違うとかいう話があったけど、あなた総務部長だからね、事務方のトップだから、やっぱりそれはそれとして、やっぱりリーダーシップを発揮して。

一応終わりです。いいです。

中村直人委員長

ほかには、ございませんか。

久保山日出男委員

給料と職員手当等についてでございますが、この算式については3月の、現時点での職員での算式なのかお聞きします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、こちらにお示しをしております給与とか手当等につきましては、あくまで現時点の職員の配置で、その人員で金額を算出して計上させていただいております。

久保山日出男委員

であるならば、退職者が11月までに、一応総務課のほうに報告するようになっていますが、その方たちの給与等についてはこの中で反映されているのかどうなのか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、委員がおっしゃったように、11月に職員が、退職する者については届けがございます。で、その者たちの分の予算がこの中に入っているかといいますと、当然現配置の人員でございます、その補充というのも当然考えますものですから、その給料も算入しているところでございます。

久保山日出男委員

ありがとうございます。

それと、令和2年度においては、職員増はあるのか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

令和2年度につきましては、あくまで予定で申しますと、今年度と比べて6人の増を図る予

定といたしております。

以上でございます。

久保山日出男委員

それじゃあ、この中にその6名の分の給与等については、反映はされているのかされていないのか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

あくまで、現人員での算出をしておりますので、その者の分は入っておりません。

その分につきましては、毎年の増減分については12月の補正で補正予算として計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

じゃあ、異動後の12月補正で調整していくってことですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

すいません、15ページ、ドライブレコーダーについてなんですけれども、日頃から皆さん、安全運転に心がけていただいているわけなんですけれども、今回ドライブレコーダーを設置されるということで、なお、より一層安全運転、並びに万が一事故に遭ったときにもすぐにいろいろ対応ができるっていったところも含めてよかったのかなというふうに思っております。

それで、確認なんですけれども、例えば車の外側に、ドライブレコーダーを搭載してますよとかっていうふうな標示等についてはお考えになられているのか、まず聞かせていただきたいと思います。

森山信二契約管財課長

ただいまの御質問でございます、ドライブレコーダーにつきましては、新年度予算を組ませていただいております。

それで、言われるように外からも、やはり注意喚起という部分ではシール等で、搭載しているというふうな表示はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

それから、先ほど、ちょっと個人情報の件について質問させていただいたんですけれども、たしか防犯カメラを今後、県の予算等を使って設置予定をされているんですけれども、これ

は各町区に管理をしていただくっていうことで、個人情報についてはそちらのほうにお任せをするっていうことだったと思うんですね。

ただ、今回そのドライブレコーダーに関しては庁舎内のことですので、その個人情報についての取扱いについてはどのように考えられているのかを聞かせていただきたいと思います。

森山信二契約管財課長

ただいまの御質問でございます、他市の状況も調査をしたところ、市によってはそういうふうな規程等を設けてあるところもございますので、今後調査をして、研究をさせていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

確かに、課長おっしゃるように、きちっと審査会に諮問して、個人情報の取扱いについて注意しておられる自治体もあるようですので、その辺は検討していただきたいなというふうに思います。

というのが、何か、例えば警察に情報提供をする等々あたりもすることも、想定の中にあるというふうに思いますので、その辺も含めて検討していただければなというふうに思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

中川原豊志委員

今年度からというか、令和2年度から会計年度任用職員という形で嘱託職員とか、多分歳出の中の給与とか報酬の中には反映されてるのかなというふうに思うんですけども、改めてその財源について国、県等への働きかけ、または交付金の内示などがあれば教えていただきたいなと思いますが。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

この会計年度任用職員の財源という形で、現状お話を聞いている部分では、総務省のほうで発言のほうがあっております地方交付税の中で積算の手当てとして計上をしていくというふうな報道等はあっておりますが、まだ具体的にどれぐらいの金額がそれぞれ計上されるのかというふうな、具体的な詳細についてはまだ情報が出ておりません。

実際、これはもう推測ですが、実際的には今度の令和2年度の地方交付税を、来年度に入りまして、夏に向けて積算を確定させていくわけなんですけど、その中でどれぐらい情報とし

て出てくるのかというふうな形になるかと思えますので、ちょっと今の現状としてどれぐらいが手当てされるのかという部分については、まだ不明な状況でございます。

一応、ほかの手当としてあるのかなのかというのでいきますと、単純に会計年度任用職員に対して国庫補助金とかが、何か出るっていうことはないと思います。

ただ、何らかの事業にひも付いた形で、そういう職員を雇わなきゃいけないとかっていう部分については国庫補助がそれぞれで出てくるかもしれないんですが、通常の事務補助として来ていただいている部分については、多分全体としては地方交付税の中でどれぐらい算定されるかというふうな問題になるのかなというふうな形で考えているところでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

いつ頃になったら分かるかというのも、分かんないですかね、今の状況では。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

国のほうが個別具体的に、そういった中身を出されるのかどうかっていうところもあるんですが、そういう大まかな算定の資料というのが入手できるようになるのが多分9月か10月か、ぐらいにはなるのかなと。

そのときに、その部分で幾らっていうのがすぐはじき出されるのかどうかというのも、ちょっと中を見てみないことには何とも言えない部分があるかと思えます。

以上でございます。

中川原豊志委員

別件で、ページ数でいきますと16ページ、契約管財課関係のところなんですけれども。

実際、予算でちょっと分かんないんですけれども、先般から上下水道局の架空発注問題等があった中で、いろんな工事に対する検査を充実する、要は現地検査もきちんとしなさいというふうな要望等が出ったんですけれども、その辺も踏まえた内容での予算計上になってるのかどうかというのが分かんないんで、教えていただきたいと。

森山信二契約管財課長

ただいまの御質問でございます、16ページのほうには人件費等は入っておりませんけれども、総務部の中でも当然ながら随契も含めて、検査の現地検査をやるということで行っておりますので、当然ながら人の要望等もこちらのほうとしてはさせてはいただいております。

ただ、まだ確定をしておりませんので、当初の予算といたしましては人数を増やすところで予算を組んだりということでは計上はいたしておりません。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ぜひ、この前みたいな問題がないようにしっかり人員の確保もしていただいて、しっかり検査のほうをしていただきたいと要望しておきます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

すいません、新庁舎の件について、当会派の西依議員のほうから議案質疑等がありましたけれども、それについて若干私も教えていただきたいのが。

市民の方にとっても使いやすい庁舎を検討していただいているというのは説明にあったとおりだというふうに思っているんですけども、ちょっとイメージがですね。前回委員会の中でも説明はしていただいたんですけども、ちょっとイメージがつかみにくいので、例えば多目的ホールで展示物をしたりするときには、きちっと仕切りができるようなパーティションと言うんですかね、何かきちっとできるとか、そういったイメージでいいんですかね。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

多目的ホールのほうにつきましては、メインエントランスホールと多目的ホールと隣接しておりますので、一応、パーティションを入れて区切るような形で、中は基本的には見えるような形のパーティションを使った形で整備したいなというふうには思っております。

以上でございます。

伊藤克也委員

実は、新風クラブで2月17日から視察に行って、岐阜県の土岐市っていうところに新庁舎の件について——まあ、時既に遅しっていうんですかね。今頃行って、どうなのよっていうことも言われるかもしれませんが、ちょっと行ってきたんですね。

そこが、庁舎のところと市民が利用するところをきちっと——そこは木をたくさん使ってる庁舎建てられたんですけどね。土日、きちっと区別をして、会議とかも使っているし、オープンスペースにして使うこともできるしってということで、かなり市民の方に使いやすいような庁舎を建てられていたんですよ。

それで、以前、私もちょっと質問したことあるんですけど、会議等にも使えますかっていうふうなことを質問したときに、回答については、なかなかちょっと難しいのかなっていうふうなこともおっしゃってたんですけども、そこはきちっと開閉できるような会議室等もつくられて、それで障害を持った方が、そこで土日とか平日もですけども、お店をやって、そういったことの利用もできるような感じで整理をされてましたので、非常に市民の方にとっても理解を得やすい、いい庁舎だなっていうふうな感想を持ったんですね。

ですので、やはりできるだけそういった、もういろんな方に親しんでもらえるような庁舎にさせていただきたいなっていうのが、今からでもできることはしっかりしていただきたいなという、要望になりますけれども、お願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

中村直人委員長

ほかに、ありませんか。

久保山博幸委員

江副議員のほうからも議案審議があつたんですが、そのことも含めてちょっとお尋ねします。

まず、他市の例ですけれども、武雄市の庁舎ができるときに、あれがCGで上のほうからとか人が歩く動画で、えらい分かりやすく、もうみんながこういう庁舎ができるんだなっていうふうな、結構お金もかかるとるのかなと思うんですけれども、そういうふうな見せ方っちゅうか、市民に対する、こういうものができますよとかいうふうな何か準備っちゅうかな、考え方っていうのは、今現在持っておられますか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

やはり、新庁舎をイメージしていただくためにはそういったパースであったりとか、動画であったりっていうのが一番イメージしていただきやすいのかなというふうなことを思っております。皆さんに見ていただけるような動画っていうようなことで、今ちょっと準備をしている途中でございます。もうしばらくお時間頂ければというふうに思っております。

以上でございます。

久保山博幸委員

楽しみにしております。

次に、今後の発注までのスケジュールを、改めてですけれども、お尋ね——江副議員の意見のほうからは、もう急がんで、中身をもう一遍、慎重に進めるべきじゃないかという意見もあつたんですが。

今の段階で、執行部の今後の発注までのスケジュール、どういうお考えなのかをお尋ねします。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

具体的にいつからいつまでというには、まだ今から検討していくような形にはなりませんけれども、さきの委員会のほうで御説明をさせていただきましたけれども、今定例会のほうで予算の御審議いただきました後に、新年度に入りまして建設工事の発注、条件等々の検討を加えたいなというふうに思っております。

その準備ができ次第、内部で決定次第、入札の準備というようなことで進めてまいりまして、8月頃までには議会の御承認を頂きまして契約にこぎつきたいなというふうに思っております。

その後、工事に着手をいたしまして、工事期間としては今のところ約19か月間ということで、約2年間ぐらいかけて新庁舎のほうの本館、それに北別館、それに周りの外構の一部というようなことで完了を目指していきたいというようなところで今計画しているところでございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

それから予算の、総合計では当初の計画と変わらないようなんですが、要するに外構工事、そっちのほうは2億円ぐらい、これ解体と外構で2億円ですかね、減額されてるのは。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

基本設計の中の、概算事業費の中でお示しした外構・解体費につきましては約10億円でございます。

今般、実施設計を進めていく中で業者さんからの見積りであったりとか、そういったものを取りながら仕様にも工夫を加えながら積み上げてきましたところ、約7.8億円というふうなことで外構・解体費で2億円減というふうな形になったところでございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

江副議員の質問のときに、外構を簡素化したというふうに私には聞こえたんですが、そういう解釈は間違いですか。

簡素化したので、外構工事が減額できてますというようなお答えだったと思うんですが、いかがでしょうか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

簡素化っていうよりも、例えばぜいたくな石張りとか、モニュメントとかそういった華美にならないような形で設計を行いましたという意味でございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

当初の基本構想か基本設計の段階で、要するに防災訓練じゃなかばってんが、ベンチを何か火を使って竈みたいな感じでも使えますよとか、何かそういう外構づくりをやりましていうふうな説明があったかと思うんですが、そのあたりの実現性っちゅうのはどうなってますか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今現在、かまどベンチと言いますけれども、計画はいたしております。

それで、轟川沿いに植栽帯といいますか緑地帯がございますんで、そちらの木陰も利用するような形でその下にベンチを配置したらどうかなというふうなことで計画をしているところでございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

最後になんですけれども、それこそ今さらの話になるかもしれないんですけど、この庁舎が解体されるわけなんですけれども、要するに今の歴史を継承するっていう意味で、何か今の、例えば議事堂なんか、我々視察でよその自治体に行くんですけど、結構よそを見ると、やっぱり鳥栖の議事堂って風格があるなっていうふうな、私はそういう印象がするんですが。

例えば、今タイル張りであったりとか、うちの議事堂がですね。ああいうのが、がさがさっと処分してしまうのも何かもったいないと思うんですが、解体にあたって、何かその辺の、生かせる物は生かすっていうその考え方っていうのは、例えばそういうレンガをどっか外構に使ってみたりとか何か、そういう話はなかったですか、これまでの経緯の中で。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

タイル等については、やっぱり解体するときに崩れたりしてしまっただけで再利用はなかなか難しい状況でございます。ということで、今のところ再利用については考えてないところでございます。

以上、お答えといたします。

中村直人委員長

ほかにもございませんか。

尼寺省悟委員

今の市庁舎整備事業だけでも、さっき、主要事項説明書の8ページの中で、工事監理委託料ね、建設工事費が約55億円で、工事監理委託料が5,200万円。約1%だけど、これはどうやって決めたわけ。

工事監理者って簡単に言ったらあれでしょう、設計図どおりやってるかどうかということをチェックする、監理するっちゃうか、その辺のところをちょっと聞きたいんやけど。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

工事監理につきましては、設計図書のとおりきちっとできているかどうかの委託料になります。

この積算につきましては、国土交通省、並びに今度、県のほうもそれを準用しております

けど、県の積算に基づいて算出しているものでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

直近な例として、給食センターね、あのときは幾らぐらいやった、やっぱり1%弱であったわけ。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

大変申し訳ありません。給食センターまでは、ちょっと調べておりません、申し訳ございません。

尼寺省悟委員

国のほうで、これに対しては1%弱というのは数字があるわけ、あるっちゃうこと。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

監理委託料につきましては、用途——例えば今回は庁舎ですけども、博物館であったりとか、住宅であったりとかその用途と床面積で決まってくるものでございます。

それによって、パーセンテージがいろいろ変わってくるものでございます。

以上、お答えとします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

地元の業者さんと、この庁舎の件に限らずいろいろ話することあるんですが、特に今回の庁舎、こういう大きなプロジェクトですから、非常に地元の業者さんも関心があるところなんですけど、極力、地元にお金を落としてほしいというのが、皆そう、私もそうですけど。

そういうふうな発注方法を期待してるんですが、解体工事とか外構工事、これについては地元で十分対応できるということで、そういう考え方のようなんですけど、本体工事のほうですよね。

多分大手と地場とのベンチャーの発注になると思うんですが、一般的に言うとベンチャーの場合、親が6で子が4とか、何かそういうふうな比率なのかなあと思うんですが、それを極力、できれば5.5対4.5とか、地元にお金が出るようなそういう発注方法っちゃうのも検討できるのかなと思うんですが、その辺の考え方についてはどういうふうな考え方を持っておられますか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

共同企業体を組む場合の出資の割合につきましては要綱がございまして、そちらのほうに、すいません、ちょっとはっきり覚えておりませんが、何分の1以上だったと思いますけれど。

尼寺省悟委員

今、説明があったんですけれども、改正案のところ、なぜこういった改正をしたわけ、前項の規定にかかわらず任命権者別段の定めをすることができる。こういった規定をどうして設けたのか、その辺を。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

要は、条例に、その会計年度任用職員のサービスの宣誓ということで、条例から、例えば規則などで定めることができるようにするためにこの条文を整理しております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

単純にこれ、サービスの宣誓の話でしょう。だから、なぜ別段の定めとかいう話になるのか。単純な質問です。

野田寿総務部長

要は、任命権者の前で、例えば我々、市長の前で宣誓書というのがありますので、それを読み上げるんですよ。それを、ずっと一人一人読み上げていくんですけれども、ただ、会計年度任用職員の場合は、たくさんおられますのでそれを一人一人読むってということではなしに、サインしてもらいそれを提出してもらえればいいというふうな手続のためにこういった規定を設けさせていただきます。

中村直人委員長

ほかに、ございませんか。

いいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



**議案甲第2号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例**

中村直人委員長

次に、議案甲第2号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ファイルについては、同じファイルになります。

それでは、執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、議案甲第2号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、公職選挙法施行令の一部改正に伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、選挙の際に、投票管理者及び期日前投票管理者が交替して従事する制度が導入され、交替する場合の報酬に関する規定を整備するものでございます。

施行日につきましては、公布の日からといたしております。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

それでは、企画政策部の準備のため暫時休憩します。

午後3時5分休憩



午後3時13分開会

中村直人委員長

それでは、再開いたします。



企画政策部

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第1号と議案乙第7号の2議案であります。

それでは、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

ファイルについては、05（企画政策部）一般会計補正予算になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

委員会の審査に入ります前に、一言御挨拶申し上げます。

今回の企画政策部関連の補正予算は、個人番号カード交付事業に関する補正のほか、決算見込みによる調整等によるものでございます。

詳細については、担当課長から説明させます。

どうぞよろしくお願いたします。

野下隆寛情報政策課長

それでは、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

それでは、常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金につきましては、地方公共団体情報システム機構の交付金見込み額が示されたことに合わせまして、個人番号カード交付事業に対する補助金1,027万9,000円及び交付事務に対する補助金2万9,000円を補正するものでございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金269万4,000円の減額につきましては、土地利用規制等対策費交付金、それから権限移譲交付金、移住支援事業費補助金、それぞれ額の確定による補正でございます。

以上です。

野下隆寛情報政策課長

3ページをお願いいたします。

款17県補助金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金中、県広報紙配

布委託金につきましては、委託金の交付額の確定による補正でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下、国土利用計画関連調査委託金の額の確定により、5万6,000円を減額補正するものでございます。

野下隆寛情報政策課長

節5統計調査費委託金につきましては、それぞれ交付額の確定等による減額補正でございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、ホームページ広告収入、市報広告収入及びアウトソーシングセンター運営に要する高熱水費の決算見込みによる補正でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金の4万3,000円につきましては、まち・ひと・しごと創生包括連携協定寄附金受入れによる補正でございます。

歳入については、以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目2広報費、節18備品購入費につきましては、デジタル一眼レフカメラの購入に伴う入札残による補正でございます。

目4情報管理費、節12役務費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

節13委託料、節14使用料及び賃借料、節15工事請負費につきましては、入札残による減額でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、個人番号カード交付事業の委託に係る地方公共団体情報システム機構の負担金見込みにより補正するものでございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、6ページをお願いいたします。

目9企画費でございます。

節8報償費の6,000円の減額につきましてはまち・ひと・しごと創生有識者会議の委員謝金、それから節9旅費の4万5,000円の減額につきましては一般旅費分、節11需用費の7万5,000円減額につきましては印刷製本費等、それから節13委託料の8万9,000円の減額につきましては

は第7次総合計画策定支援委託料、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

それから、節19負担金、補助及び交付金につきましては、額の確定による減額補正分といたしまして、まずグランドクロス広域連携協議会の負担金で5万円の減額、それから筑後川流域クロスロード協議会負担金で12万3,000円の減額、地方創生移住支援金として380万円の減額となっております。

次に、決算見込みによる減額補正分といたしまして、がん先進医療治療費助成金として190万円、営農環境整備事業補助金として159万3,000円、合わせまして合計746万6,000円の減額補正となっております。

企画費につきましては、以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

7ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目1統計調査総務費、節4共済費につきましては、職員2名分の補正でございます。

目2基幹統計費、節1報酬から節12役務費までにつきましては、全国家計構造調査の調査内容が簡素化されたため減額補正をするものでございます。

以上、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、企画政策部関係について説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

2ページです。

個人番号カード、いつも質問してますけれども、今年度の発行枚数と累計の枚数を教えてください。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

枚数については全国のということで（「鳥栖市は分らんと」と呼ぶ者あり）鳥栖市。

尼寺省悟委員

鳥栖市で分かるならば、鳥栖市の発行枚数。

[発言する者なし]

中村直人委員長

分かりますか。

尼寺省悟委員

時間かかるなら、後でもいいよ。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

すいません、累計の発行枚数でございますけれども、これが令和2年1月20日現在の数値です。

累計の発行枚数については、9,164枚となっております。

すいません、ちょっと今年度については、数字を今持っていないので、後ほど示させていただきますと思います。

尼寺省悟委員

この発行枚数は、もちろん極めて少ないと思うけれども、全国的な数字と同じかな。

これ何%ぐらいになるとかな、大体その目標ってあったでしょう。

目標っちゅうのがこんだけいきますよというような、それに照らし合わせてみてどうなんですかね。その辺は分かる。

野下隆寛情報政策課長

全国の発行枚数との比較ですけれども、全国が、ちょっと今年の1月20日時点で、全国で1,910万1,271枚発行されております。鳥栖市の……。

尼寺省悟委員

パーセントで分かれば、全国と比べて鳥栖はどうなんかつちゅうことを聞いている。

野下隆寛情報政策課長

全国の比率としては15%になっております。鳥栖市のほうは12.4%でございます。（「目標と比べては」と呼ぶ者あり）

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

1月20日現在で、全国で約1,900万枚発行されております。

それで、実際国が数字として掲げている目標については、今年度までの数値っていうのは出ておりません。改めて国のほうが出してるのが、2020年7月末までに3,000万から4,000万枚っていう想定を国がしております。

以上です。

尼寺省悟委員

あと、個人番号発行に含めて、全体としてね、いわゆるマイナンバーカード全体としてかけてきたお金、それと、その中で鳥栖市の負担が分かれば、分からなければ後でもいいんですが。

時間がかかるならば後でもいいです。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

全国でかかった（「鳥栖市」と呼ぶ者あり）鳥栖市でいいですね。

ちょっとお待ちください。

これまで、鳥栖市でマイナンバーカードを含め、その他システム改修費用等で要した費用につきまして、これにつきましては情報政策課以外の予算の分も含んでおりますが約2億円でございます。そのうちの、約1億6,000万円が国庫補助の対象となっております。（「1億6,000万ね」と呼ぶ者あり）

数字でいきますと、費用といたしまして約2億700万円、それで補助額として1億5,700万円となっております。

以上です。

尼寺省悟委員

ついでに、国のほうは分かるかな、国の総事業費は。

分からなければ後でいいけれども。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

すいません、国の総事業費は持ち合わせておりません。

尼寺省悟委員

後で調べてください。

それでね、言いたいことは何が言いたいかわかると思うんやけど、こんだけお金をかけてね、さっきは目標が3,000万枚、4,000万枚と言うて、今が約1,900万枚弱なんでね、あと4か月でできるわけではないと思うんだけど、やっぱりここまで発行がしない理由、とどまっている理由といたら、要するに市民がさ、これを必要と認めてないからなんでしょう。その辺はどがん思う。

これをね、逆にさ、なくしたら大変なことになると、普段持ち歩くわけにはいかんと、そういうことじゃないかと思うんやけどね。

その辺はどう考えてるの、国がどう考えてるかでもいいけれども。

野下隆寛情報政策課長

確かに、この個人番号カードに関する市民のイメージというのは、非常によろしくないというか、個人情報の塊だというようなイメージを持っておられる。なくしたら大変だとかそういうイメージを持っておられるかと思います。

そういうところが、やはり普及しない原因の大きな要因ではあろうかと思います。

この普及状況ですけれども、昨年閣議決定されまして、国のほうが、このカードの普及を強力に推進するというような決定がなされまして、例えば保険証のほうへ取り込むとか——来年度になりますけれども——プレミアムを付けてカードの利用を促進するとか、そういうのが出されてきております。

それで、そういうところから、確かに昨年の10月ぐらいから本市の発行枚数としては、倍ぐらいに増えてきております、月々で見えていきますと。

今年の3月に至ってはそれまでの5倍ぐらいまでいっております。500枚という数字が出てきておりますけれども、そういうふうが増えてはきているんですけども、やはりそっこのイメージというのがどうしても残ってしまうんで、今、健康保険証のことだとかそういうところで増えてきているんだらうと思うんですけども。

そういったものに、必ずしも健康保健証にしても、通常の今までの保険証でもまだ現在は利用できるということですし、将来的にもどうなるか、本当に普及するのかということのをちょっと疑問には思うところですけども、そういう政策が国のほうで取られているということ、ある程度は増えていくものと、実際に効果は出てきてると。

ただ、100%これでいけるのかというと、ちょっと疑問に思っているところではあります。

尼寺省悟委員

以前さ、いわゆるマイナポータルか、マイナポータルっていうのあってね、アクセスすれば個人の情報がいろいろつかめるというようなことを言われよったけど、あれはどうなったの、もうなくなってしまったわけ、可能性としては。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

マイナポータルについては、当然今も稼働しております。

それで、マイナンバーカードを持っていれば自分の情報を、例えば税情報であるとかを閲覧できると。あと、鳥栖市はまだ取り組んでおりませんが、子育て関係の電子申請ができるとかそういったサービスは引き続き行われております。

以上です。

尼寺省悟委員

今、そういった制度は、鳥栖市は行われてないと言われたけれども、行う予定っちゃうんか、考えはあるわけ。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

担当課のこども育成課、健康増進課等含めて検討はしておるんですが、県内でも、他自治体で導入しているところは佐賀市を初め幾つかございます。

ただ、その話を聞いておりますと、現状では利用件数が非常に少ないという実態がございますので、現状ではまだ導入して、それが市民の利便性向上に直接、すぐつながらないのではないかという判断の基に、現状ではまだ導入していないという状況です。

以上です。

尼寺省悟委員

もう一点（「マイク入れて」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。

6 ページに、がん先進医療治療助成金の決算見込みの計上がなされて——300万円ですか。例えば今年度、あるいは今までの治療した人数、その中の鳥栖市だけとか、その辺の数字は分かりますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

これまでに、治療延べ人数が46名でございます。

ちなみに、今年度、令和元年度が1名となっております。

尼寺省悟委員

たったそれだけ。

いやいや、この助成金を得た人でなくて、がんセンター全体として、今言われた46名と1名というのは、何の数字。（「補助」と呼ぶ者あり）ああ、補助をもらった者で、1名というのは何のこと。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

1名は今年度、助成した方が1名ということです。失礼しました。

尼寺省悟委員

今までの累計で、この補助金をもらった者の累計が46名で、今年度が1名ということ。えらい少ないね。

全体としての患者さんの数っちゃどんなわけ。累計と鳥栖市、分かる。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、治療実績でございますけれども、直近のところでいきますと、2月の時点でこれまでに4,507名の方がサガハイマツトで治療を受けてございます。

そのうち、佐賀県が15%ありまして696名なんですけれども、鳥栖市民の受診ということになりますと、先ほどの治療費助成を受けた方が治療を受けてあるということを想定いたしますと、全体4,507名のうち鳥栖市の方は、今日現在含めまして46名ということになるかと思えます。

以上です。

尼寺省悟委員

今まで治療された方が4,507名で、そのうち鳥栖市民が46名と、100分の1と、そういうこと。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

全体の治療者数でいきますと4,507名、そのうち鳥栖市の治療者は、医療費助成を活用いたしますか助成された方が全て、この治療を受けたということになりますと46名になるかと思

思います。

すいません、47名ですね、失礼しました。

以上です。

尼寺省悟委員

何かあまりにも、今までね、鳥栖市が負担してきて、その見返りって非常にね、少ないと、そういった方に今までもかなり、私たちはこれ、がんセンターそのものを否定するわけでも何でもなければどもね、あまりにも鳥栖市の負担が多過ぎるというようなことで言ってきたけれども。

ところで九電の寄附というのは、結局どうなったかな。なかなか、原発のどうのこうののちゅうことで渋っていたけれども、結局、寄附は再開したんかな。

その辺何か、分かっているかな。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

九州電力さんの寄附につきましては、以前の委員会の中でも御質問がございました。

それで、九電の新聞報道等によりますと、寄附を再開するというような報道等がございましたけれども、株主総会等の資料等によりますと寄附を行ったと思われるような記述がございますので、ハイマットとしては、具体的に各団体から幾ら寄与をされたということを明言されておりませんが、そういった資料等を見ますと寄附がなされたというふうに推測されると思っております、そういった答弁を以前させていただいたと思っております。

尼寺省悟委員

確実ではないけれども、寄附の再開をされたと(「マイクを」と呼ぶ者あり)ごめんなさい。

寄附を再開されたということなわけよね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

報道等から推察しますと、そういうことになるかというふうに認識をしております。

尼寺省悟委員

ところで鳥栖市の、このがんセンターに対する支援の状況ちゅうのは、今どんな状況なんかな。どういった支援が今続いているんかな。

分かる。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

ハイマットに対する支援でございますけれども、現在土地の無償貸与、これが30年間の無償貸与というのをしております。これと、あと課税免除をしております。

支援につきましては、現在のところは以上かと思っております。

中村直人委員長

ほかにありますか。

中川原豊志委員

2 ページのところなんですけれども、一番下の移住支援事業費補助金についてですけれども、補助金の内容もちょっと詳しく分かんないんですけれども、それが実際ゼロということで、出なかったというその補助金の内容と出なかった理由について御説明をお願いします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、中川原委員からありました、この地方創生移住支援事業に関わる分でございますけれども、いわゆる東京一極集中を是正するというところで、東京圏から地方への移住を促進するための手当といたしますか、メニューでございまして。

中身を申し上げますと東京圏、いわゆる東京23区に5年以上居住していた方や5年以上東京圏に居住し、なおかつ23区内に通勤されていらっしゃる方、そういった方が地方に移住する際に、まず東京圏以外のところへの移住をして、なおかつその移住先で県の就業のマッチングサイトがございますので、そこに登録された企業へ就職、もしくは起業した場合に支払われる国、県の補助でございます。

これが、昨年の10月から運用が始まりました。本市でも、佐賀県内でも、これ全市町ではございませんけれども、活用して移住を進めていくということでやっておりますけれども、鳥栖市でもこれに、一応準備をしたところなんですけど、結果的に移住された方がいらっしゃらなかったということで、今回、全額減額補正したものでございます。

なお、令和2年度もこういったものに対する分の予算措置をお願いしております、東京圏から、今申し上げました条件で移住された場合には手当をしていくということで考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

では、先般から河内町のお試し移住との関連は全くないということでよかですね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、河内町のほうで取組を進めておりますお試し移住、こういったものを活用する際にも、こういった方々が、実際そのお試し住宅を利用して鳥栖への移住を検討していただけるように連動した形で、御利用いただくような形で御紹介とか御案内はさせていただいております。

ただ、結果的にこの地方移住支援事業の実績としては、残念ながら今のところございません。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

じゃあ、この点はいいで、あと6ページで、負担金、補助及び交付金の中の、上から3つ、グランドクロス広域の分と筑後川クロスロードと、それから地方創生の分が補正前が予算組みをしとったんですけれども、全額ゼロということになっておりますけれども、これにつきましては、今後協議会等への補助というのはなくなるということによろしいのでしょうか。

それとも、今年度だけのことなんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、グランドクロス広域連絡協議会でございますけれども、これは福岡市、久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町で構成しているものでございますけれども、令和元年度につきましては、もともと会の負担金を徴収して運用しておりましたけれども、当初予定しておりました事業等が執行できなかったということもありまして、繰越金の中で事業遂行ができるということから、予算執行をせずに減額したものでございます。

それから、クロスロード協議会につきましても、当初予定しておりました事業等の見直しを行うことで不用額等が発生しております関係で減額補正となっております。（「と地方創生分」と呼ぶ者あり）

地方創生は先ほど申し上げました、もともと300万円で見込みを立てておりましたけれども、結果的に利用されていなかったということで減額させていただいております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

じゃあ、その上のグランドクロスの分と筑後川クロスの分については、当初見てないんで分かんないですけど、今後、もう負担金があるのかないのかっていうところまで、よかったら教えてください。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、グランドクロス協議会につきましては、負担金として令和2年度、必要額を計上させていただきます。

クロスロード協議会につきましては、少し、会の運営の仕方を改めまして、令和2年度につきましては、今のところ当初の計上を見送っております。予定する事業費を伴う事業を今のところ計画できておりませんので、計上しておりません。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

伊藤克也委員

すいません、2ページなんですけど、さっきの中川原議員の件なんですけれども、この移住支援事業の290万7,000円は、これ件数でいくと何件ぐらいを想定されているんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

本市におきましては、これが個人での転入と世帯転入を想定しておりますので、本市はこれまでの転入者の状況等を分析いたしますと、個人での転入が多いということもありまして個人3件、世帯の転入を2件、合計5件の転入を見込んだところでの予算措置計上となっております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

それから4ページ、ホームページ広告収入と市報広告収入が増額をされておりますけれども、件数はそれぞれ何件増えたのかを教えてくださいと思います。

野下隆寛情報政策課長

ホームページの増加件数としましては、平成31年度が118件、業者数としては15社ございました。

市報のほうですけれども、市報広告の掲載件数は140件ございました、業者数としては32社っております。

伊藤克也委員

前年から増えたっていう理解の仕方よろしいですかね。件数も増えてますよね。

石丸健一企画政策部長

実績は、令和元年度のほうは、両方とも増というふうになっております。

基本は、毎年大体、見込みで予算を上げさせていただいております、実績で補正をさせていただく形になっております。前年度よりいずれも増えております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

これとは、ちょっと別なんですけれども、ネーミングライツとかっていったこともいろいろ、スタジアムはもちろんそうなんですけれども。

今回、国体に合わせ改修等も含めていろいろされてますけれども、例えば総合政策課のほうでそういったことを念頭に、今後検討をされているとか、今、実際そういったことを検討されているといったことはありますでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

ネーミングライツにつきましては、現在鳥栖スタジアムですね、駅前不動産スタジアム。それから、市民の森のコカ・コーラウエストとなっております。

それで、先般議会のほうでも御質問等もいただいて答弁しておりますけれども、文化施設等も含めた、そういった施設で活用できる分についてはそういったネーミングライツ等も活用しながら、民間のいろんなノウハウ等も活用し、また資金等も活用しながら施設の有効活用、また施設のPR。お互い、事業者側と市側と市民の皆さんもお互いが、いわゆるウィン・ウィン

の関係になれるような形を模索していきたいということで、現在検討をしております。以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。
〔発言する者なし〕
質疑を終わります。



議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

それでは次に、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。ファイルについては、06（企画政策部）一般会計予算になります。それでは、執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

今回の企画政策部関連の当初予算は、総務費のうち、広報費、情報管理費、企画費、統計調査費、基幹統計調査費の情報管理課、総合政策課関連として4億783万6,000円となっております。

主なものとしたしましては、市ホームページの改修に要する経費として1,600万円、債務負担行為に計上しております第7次総合計画の策定に係る経費として988万9,000円及び国勢調

査を初めといたします基幹統計費に3,103万7,000円などを計上いたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

野下隆寛情報政策課長

それでは、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

説明は、お手元に配付しております総務文教常任委員会資料及び主要事項説明書により御説明いたします。

総務文教常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳入についてです。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料772万3,000円につきましては、市庁舎南側、情報センターの民間事業者へのアウトソーシングセンター貸付けに伴う土地建物の使用料でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金4,940万8,000円につきましては、社会保障・税番号制度システムの自治体中間サーバーの次期システム公開に係る補助金が326万7,000円、個人番号カード交付事務補助金が247万3,000円、個人番号カード事業費補助金が4,366万8,000円でございます。前年と比べまして、大幅な増額となっております。

これは、平成元年に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2019において、安全安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中に、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進するとされたことにより、カードの交付枚数が増加すると見込まれるためでございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金716万9,000円のうち、国土利用計画法に基づく土地取引届出事務及び遊休土地利用促進事務に対する土地利用規制等対策費交付金が30万1,000円、パスポートの申請など県から移譲を受けました20事業の事務処理に対する委託金として権限移譲交付金が396万1,000円、それから先ほど御説明しております東京圏からの移住者に対する移住支援交付金の国・県負担分でありまず移住支援事業費補助金が290万7,000円でございます。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

3 ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金中、1つ目の県広報紙配布委託金172万8,000円につきましては、県広報紙の県民だよりの配布事務に係る県委託金でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下、無届け取引調査に対する国土利用計画法関連調査委託金が8万1,000円でございます。

野下隆寛情報政策課長

節5統計調査費委託金3,108万4,000円につきましては、令和2年度に実施されます国勢調査の準備調査委託金3,047万円のほか、国の基幹統計調査、並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、ホームページ広告収入、市報広告収入及び情報案内板広告収入につきましては、それぞれ年間見込み額を計上いたしております。

また、光熱水費雑入597万7,000円につきましては、アウトソーシングセンター運営に要する光熱水費として計上いたしております。

4 ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費の主なものについて申し上げます。

節1報酬及び節3職員手当につきましては、記者室の嘱託職員の人件費でございます。

節11需用費のうち印刷製本費につきましては、市報とすの印刷に要する経費が主なものでございます。

節13委託料につきましては、主要事項説明書の5ページに記載しておりますけれども、ホームページの更新事業のホームページ更新委託料が1,490万円、それとLINEのような画面で会話形式でやり取りをしまして、答えを導いたりホームページのページへ誘導するようなサイト検索機能の導入を検討しております、その委託料110万円が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、市ホームページサーバー賃借料が主なものでございます。

次に、目4情報管理費の主なものについて申し上げます。

節11需用費につきましては、情報関連機器の消耗品費及び情報センターの光熱水費が主なものでございます。

節12役務費につきましては、庁外施設とのネットワーク通信及びインターネットの接続料

でございます。

節13委託料につきましては、情報センターの清掃や設備の維持管理等に要する管理委託料、財務会計システムの改修に要する委託料、ネットワーク関係の補修業務委託料及びコンビニ交付システムの保守委託料が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、アウトソーシング経費を含む基幹系システム使用料及び内部情報系システム関連機器の賃借料等でございます。

5 ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、県や県内市町等を結ぶ佐賀県公共ネットワークの管理運用に要する負担金、そのほか自治体情報セキュリティ対策のためのセキュリティクラウドの負担金及び個人番号カード関連事務の委託に係る地方公共団体情報システム機構への交付金が主なものでございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、目9企画費の主なものについて御説明を申し上げます。

節1報酬の63万9,000円につきましては、総合計画審議会委員16名分の報酬。

それから、節8報償費の43万6,000円につきましては、まち・ひと・しごと創生有識者会議委員8名分の謝金。それから、総合計画審議会の会長、副会長の謝金、また指定管理者選定委員会の委員長、副委員長及び委員2名分の謝金でございます。

節9旅費の80万6,000円は、調査・研究等を含む旅費、それから総合計画審議会委員の費用弁償等でございます。

節12役務費の1万1,000円は、お試し住宅井戸水検査手数料、あと同じく住宅浄化槽の検査手数料でございます。

節13委託料の999万1,000円につきましては、お試し住宅に関する施設管理委託料及び第7次総合計画策定支援委託料でございます。

それから、節19負担金、補助及び交付金の1,022万2,000円につきましては、それぞれ規定に基づきまして計上したものでございます。

企画費につきましては、以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

6 ページをお願いします。

項5統計調査費のうち、目1統計調査総務費の主なものについて申し上げます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、広報統計係の職員2名分の人件費でございます。

節9旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成等に係る経費でございます。

次に、目2基幹統計費につきましては、国勢調査費が主なものとなります。これは、主要事項説明書9ページに記載をいたしております。

令和2年、国勢調査に要する経費としまして3,047万3,000円を見込んでおります。そのうち2,350万8,000円が、500名程度の国勢調査員と指導員などの報酬としております。国勢調査のほかには工業統計調査、経済センサス調査などの国の基幹統計調査が予定されております。

以上、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算のうち、企画政策部関係についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

さっきも聞いたんですけど、今回2ページに、個人番号カードの補助金とか、それから4ページにもコンビニ交付とかあるんやけれども、このマイナンバー制度に関わる予算の総額とその中でも鳥栖市の負担額は幾らか。この予算の中で。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

令和2年度の予算につきましては、個人番号カード交付関係にかかる費用、先ほど説明がありました、カード交付事業費が約4,300万円。これに伴いまして――これは市民課のほうの予算になりますが――新たに会計年度任用職員を雇うようにしておりますので、それら等事務費に対する費用が事務費補助金として約240万円。

これに対する国の予算ですけれども、国全体として、これは国の予算要求額ですが、カード交付事業費、鳥栖市の4,300万円に係るものとして755億6,000万円。それで、カードの事務費について609億9,000万円。これが国の要求額として、現在示されている額になります。

以上です。

尼寺省悟委員

いやいや、そうじゃなくて、もっと単純にね、今回の予算の中で、予算の総額は幾らで、その中で鳥栖市の負担は幾らですかって聞いている。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

失礼いたしました。

先ほど説明した額については、全額国の補助対象となっております。

尼寺省悟委員

それから、コンビニ交付のあれもついとるけれども、今までのコンビニ交付の総交付数

って幾らぐらいですか。

野下隆寛情報政策課長

コンビニ交付を鳥栖市は、平成29年2月から始めておりまして、総交付部数が令和2年の1月までですけれども、2,958部交付をいたしております。

尼寺省悟委員

平成29年から今まで3年間で約3,000枚と言うけれども、この数っちゅうたら、大体想定した数なんですか。それとも、想定よりも少ないような数。

野下隆寛情報政策課長

コンビニ交付の交付割合ですけれども、平成31年度、ちょっとまだ数字出てないんで、平成30年度の交付割合としては、1.3%なんですよ。

それで、このコンビニ交付は、割合としては年々年々割合は増えてはきておりますけれども、こういう数字としては、まだまだ僅かな割合だなというふうに思っております。

尼寺省悟委員

分かりました。

もう一点、あと、さっきも、がんセンターのことについて5ページに出ているけれども、今の段階でさ、ハイマットの、要するに業績やなくて、状況の分かるような資料。

一般的に聞くと、想定した患者さんよりもかなり増えて、経営状況はかなり良好だというふうに聞いているんですけども、その辺が分かる資料ちゅうのはないんですか。

どういうことなのかというと、さっきも言ったように、鳥栖市としてはかなり無理してね、負担しているというふうなことで、経営状況が通してかなり良好であるならばね、がん治療費の助成金は、当然これは残すとしてね。

さっき課長が言ったように、今支援している土地の無償貸与とか、あるいは、30年課税免除とかこの辺をね、もうやめてしまうと。そういう選択肢はないのかと、そういう質問です。

あの九電ですらね、ずっと寄附金やると約束しとってね、何らかの、要は原発が動いてないとか、そういった理由でやめてしまって、一番お金持ってる。そういったことで、どうして鳥栖市がね、これだけ負担をせないかんのかちゅう思いもあるわけ。

だから、恐らく無理と言うだろうと思うけれども、そういった選択肢はないのかと。

だから2つ、そういった、今のハイマットの経営状況分かるような資料と今言ったような支援をもう打ち切ると、そういった選択肢はないでしょうかという、そういう質問です。2点。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

ハイマットの経営状況等についての資料ということでございます。昨年の決算委員会のと

きにもそういった御質問等がありまして、資料の提出をさせていただいたかと思うんですけど。

確かに患者数については、治療室が3室目ができたりとか、あと保険収載とかで受診環境が整ったということもありまして、患者的には増えておりますが、これはそういった治療室を増やしたのと、あと医療体制を強化したところでやっておりますが、ただ経営状況としては、だからといってかなり好転したということでもないというようなことは財務諸表の中でも御説明を申し上げたと思うんですけど、そういったものをそういった時期に財団等に確認しながらですね、提出するということはできるのかなというふうに思っております。

あと、うちが現在、土地の無償貸与と、あと課税免除をやっておりますけれども、これに対する見直しもすべきでないのかというようなお話でございます。

もともとこういった無償貸与等、それから課税免除する際には、将来的なそういった動向等も見極めながらというようなことがございますので、そういった部分についても検討していかなきゃならないというふうには思っております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございますか。

中川原豊志委員

尼寺議員とかぶるんですけど、ちょっと分かりにくいんで教えてほしいんですけども、まず収入の部の国庫補助金で、個人番号カード交付事業補助金、同じ内容が2つありますよね、247万3,000円と4,366万8,000円と、何で2つあるのかっていうのが分かんないのが一つ。

それで、これだけの補助金があって、じゃ市としてこの補助金を活用した事業っていうのは、何をされるのかというのがよう見えないんですけども。

野下隆寛情報政策課長

非常に題目が似通ってて、分かりづらかったかと思うんですけども、真ん中の部分につきまして、これは事務費の補助金でございます。

事務費でございます。下のが事業費でございます。

事務費というのは、市役所の内部の中で必要になった費用になってまいります。

事業費につきましては、地方公共団体情報システム機構、あちらのほうへ交付する負担金、補助金になってまいります。あちらのシステム関係の補助金になってまいります。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

よく見ておりませんでした。すいません。

ただ、この事業を、そのシステム機構のほうにもう委託するっていう感じ、鳥栖市としてマイナンバーを増やすための、何か施策をするということではないわけですか。

令和4年までと何か言われたけど、4,000万人まで増やそうとかいう話の中での、増やすために何かをするというふうな事業費とは違うわけですか。

野下隆寛情報政策課長

事業費というのは、これはシステムの運営費、そちらのほうがもうほとんどそういうものになってまいります。

それで、カードを普及しようとかいうのは、また別段の総務省関係が指導してる事業というふうになってまいります。

ですから、地方公共団体情報システムは、システムの運営をするところでございます。

以上でございます。（「よう、分からんばってん」と呼ぶ者あり）

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

カード交付の促進につきましては、先ほど申し上げました事務費補助金については、来年度から新たに、それに特化した会計年度任用職員を採用するようにしてしますので、これまではそれはございませんでした。

なので、ほとんど人件費ですけれども、そういった促進のために人を雇うというようなことはやろうとしてるっていうことでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

あともう一つ、先ほど尼寺議員も話あったんですけども、がんの先進医療の補助金なんですけれども、もともとこれができるのは、サガハイマットを利用される方が全額自己負担で治療を受けなくちゃいけないということから、県と市と助成をするような形になったのかなというふうに思ってるんですけども、もう、現在では医療保険関係で先進医療の給付が出るような内容になってきていると思うんですが、そういった方に対しても、まだ補助金をされているのか、されていないのかっていうところを、ちょっと確認なんです。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

もともと、この医療費助成制度はかなり治療費が高額だということで、そういった方に対する支援という形で県と市と一緒にあって御支援をするということでございます。

それで、公的医療保険が、平成28年度にまず骨軟部腫瘍が始まって、平成30年度から頭頸部がんと前立腺がんということで適用になりました。

それで、治療実績の中で、一番治療部位として大きいのが前立腺がんということで、そう

いった意味で、尼寺議員からかなり件数が、治療費助成減ったよねっていうのは、やっぱそういう部分で対象になる方が減ったということが大きいんだろというふうに思うんですけども。

そういった公的医療保険になったということで、実際治療を受ける方にとっては、ハードルが下がって非常によかったと思いますし、この治療を普及するハイマツト、それから市としてもそこは非常に喜ばしいことだと思うんですけど、一方ではそれが直接経営とかにも関係してくることもありますので、そういった部分は両方の面があると思うんですけど。

がん患者さんにとっては、非常に環境的には整ってきているというふうに思っております。

中川原豊志委員

それで、要は保険給付で対象になる方、患者さんに、保険の給付費もらいますよね、治療費相当額ぐらいもらえると思うんですけども、その方にも、この助成制度も適用されているのかどうかというところなんですけれども。

石丸健一企画政策部長

公的保険の適用になった分については、補助対象外というふうになりますので、先ほど課長が申し上げたように、今回件数が少なくなったのはその影響が大きいということでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

すいません、国勢調査の件で、500名の調査員を確保されるっていうことだったと思うんですけども、今そのために、これが3ページですかね。統計調査員確保対策事業委託金ということなんだろうなと思うんですが、委託先っていうか、どういったところに委託されてるんでしょうか。

徳淵英樹情報政策課長補佐兼広報統計係長

統計調査員の確保対策事業の委託金ということで、県のほうから頂いてる分でございます。

これにつきましては、例年市のほうに登録をいただいている統計調査員という方がおられます。その方に研修会のための資料を購入したり、そして登録調査員さんを通じて、さらなる調査員を増やしていくというふうな意味合いも込めて周知をしているところでございます。

実際、委託しているっていうのは、その委託金を使って研修会等を開いたり、調査員さんを増やすような施策に使っているというような中身でございます。

以上になります。

伊藤克也委員

そうすれば、登録には、もう500名は確保できてるっていうふうなことでよろしいんですね。

徳淵英樹情報政策課長補佐兼広報統計係長

市のほうに登録いただいている調査員さんにつきましては、現在国のほうから、いろんな統計調査がきますのでその際に、ちょっとお願いをしている方々が登録調査員っていうふうになります。その登録調査員さんにつきましては、2月中旬現在になりますけれども、現在104名の方が登録をいただいております。

その方々にも、当然、国勢調査の際は調査員さんをお願いしたいというふうな思いもございますけれども、いかんせん全国一律、鳥栖市全域をかけた調査になるものですから、予定してます調査員さん476名のうちの調査員さんにつきましては、やはり地元の区長さんを初め、いろんな地域の方にも調査員さんをお願いをして、これだけの人数を確保するっていうふうなことで考えております。

なお、登録調査員さんにつきましては、その調査員さんを指導する指導員っていうのが別個でございます。調査した内容をチェックするとか調査の仕方等を指導していただく、そういった指導員さんも含めて登録調査員さん、あと地元のほうにお願いをしたりしながら、国勢調査に必要な調査員さんを確保していきたいというふうに思っております。

以上になります。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終了いたします。



報 告（企画政策部情報政策課、総合政策課）

鳥栖市人口ビジョン令和元年（2019年）

第2期“鳥栖発”創生総合戦略（結果概要）

「まちづくり座談会」の実施状況について

市政要覧（2020年版）

中村直人委員長

続きまして、議案外でございますが執行部より報告事項が4件ございます。

4件続けて報告をお願いしたいと思いますが、ファイルについては議案外の報告01から04のそれぞれになります。

それでは、報告をお願いいたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

議案外でございますけれども、議案外資料フォルダが01ですかね。議案外の報告01人口ビジョンというものでございます。

人口ビジョンと第2期総合戦略の策定でございますけれども、これにつきましては去る1月14日、パブリック・コメントの実施説明会を議会の皆さん方にさせていただいておりますので、そこでの御意見を踏まえながら1月20日から2月20日の1か月間でパブリック・コメントを実施しておりますので、それで取りまとめたものが今お手元の資料でございます。

ですので、ちょっとここでの詳細説明は控えさせていただこうと思っておりますけれども、ちなみにパブリック・コメントでの御意見というのは、市民の皆様からの御意見はございませんでした。

それで、今回改定いたしますこの人口ビジョンでございますけれども、前回策定いたしました計画と大きな乖離はございませんけれども、改めて最新の国勢調査をもって推計を行っておりますので、それによりますと、今回の推計では、いわゆる人口ピークの到来ですね。人口カーブが、資料の概要版では17ページ以降、本編では70ページ以降にお示しておりますけれども、この人口カーブが、人口ピーク到来が前回よりも5年早まりまして、なおかつ総人口も1,512人増えるような結果となっております。

あと、本市の特徴といたしまして、外国人住民数が増えておりまして、これは全国的に言えることでもあるんでしょうけれども、特に国からは、今後外国人の増加が見込まれる地方公共団体については、その影響も留意する必要があるということをおっしゃっておりますので、今回この人口ビジョンでは、新たに外国人の人口動向について記載をしております。

かなり外国人が増えていっておりますので、本市においては、外国人の皆さん方が産業の担い手になっているというふうなことが今回の調査で分かったところでございます。

この2点、人口カーブが変わってきたということと外国人が増えていっているということをおっしゃるに、2060年に7万5,000から7万7,000人を基礎とする人口目標を掲げまして、この数字を基にこの後説明いたします第2期の“鳥栖発”創生総合戦略の施策の検討のための基礎資料として、改訂したいというふうに思っております。

この第2期“鳥栖発”創生総合戦略の中身についてでございますけれども、国の戦略が示

されておりますけれども、同じように対象期間を令和2年度から令和6年度の5か年間ということで、これまでの戦略の枠組みを引き続き維持しながら地方創生のより一層の充実強化に取り組んでいくこととしておりまして、今回策定いたします第2期計画では、前回第1期目同様、4つの基本目標ごとに25件のKPIを設定いたしまして、外部有識者の皆さん方の効果、検証を行っていただきながら取組を進めていくこととしております。

今回、この第2期の特徴といたしましては、これは前回の委員会の中でも御説明していただきましたけれども、SDGsという新たな視点を取り組むということで、このSDGsの関連ゴールとひも付けを行いまして、可能な範囲で、このSDGsの視点を取り入れた内容としたいというふうに思っております。

ただ、このSDGsにつきましては、12月のこの説明の中でも委員のほうから、まだまだ十分周知ができていないというふうな御指摘もあっておりました。

それで、我々といたしましても、今回初めて市の計画の中でこういった視点が盛り込まれていきますので、今回この策定を機に、こういったものを、浸透していくのを、この計画策定をもって広げていくと。

今後、予定してます総合計画でもこういった視点が出てまいりますので、職員、議会の皆様もそうですけど、市民の皆さんにも徐々に広める取組をこれからやっていく予定でございます。

パブリック・コメント説明会のときに議会から頂いた指摘なんですけれども、この総合戦略の概要版の2ページ目に体系図を示しておりますけれども、4つ基本目標を掲げておりますけれども、その4つの基本目標のうちスポーツに親しめる環境づくり、サガン鳥栖支援の取組ということで表記をしておりました。

これは、本市においてプロスポーツクラブがあるというふうなことで、そういったところを前に出した取組を前回もやってたんですけど、議会の説明会の中でそのサガン鳥栖支援の取組とスポーツに親しめる環境づくりっちゅうのは、ちょっと順番が前後してないのかというふうな御指摘がありましたので、そこを改めまして、パブリック・コメントにかけて、一定意見聴取を行ったところでございます。

変更点といたしましては、議会説明後の変更点はそれ1点でございますので、内容につきましては先日のパブリック・コメントの説明会から変更した部分はございません。

これによって、令和2年度からの戦略として、今後これを基に地方創生の取組を進めていくとしております。

それから、3つ目の報告でございますけれども、まちづくり座談会の開催について御報告をさせていただきます。

第7次の総合計画策定に向けて、まちづくりの方向性について市民の皆さんと一緒に考える機会ということで、座談会を2月に開催したいということで、これも12月定例会の折にこの委員会の中で御報告をさせていただいておりますけれども、2月1日から22日の間で8つのまちづくり推進センターを回りまして、皆さん方と意見交換をさせていただきました。

ちょうど100名の方に御参加をいただいたところでございます。

座談会では、様々な意見が出ておりますけれども、やはり市民の皆さん方の身近な意見とか課題、そういったものがほとんどでございました。

それで、全市的な、全地区的な課題、意見もございまして、やっぱりそういった地域の特性といいますか、そこならではの御意見等もありましたので、いずれにいたしましても、こういった御意見を今後の計画策定に生かしていくとしております。

それで、まちづくり座談会は市内8地区で終わっておりますが、この後、若い世代の皆さんの意見聴取がちょっと当初計画どおりできなかった部分もございまして、この後、若年層へのアプローチ、あと企業、団体等への意見交換、そういったものも考えておりますので、その辺と合わせまして、今後の7次策定の基礎資料という形で生かしていきたいと思っております。

あと、当然いただいた意見については、この後各課にフィードバックいたしまして、各課が今後施策等を考える重要な資料という形で活用させていただこうと思っております。

今後の総合計画の策定のスケジュールでございまして、資料を御覧いただいているかと思いますが、令和2年度になりましたら基本構想と基本計画策定の作業をより進めたいと思っております、総合計画審議会を立ち上げてそこでの議論等を深めながら、予定といたしましては今年の12月議会、パブリック・コメントを経て12月議会に素案を上程し、議会のほうで御審議いただきまして、年明け令和3年の3月に議決をいただくような形で、令和3年度からの新たな10年間のまちづくり計画という形で策定したいというふうに思っております。

総合政策課の議案外は、以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

それでは、議案外資料の4をお願いします。

鳥栖市の市勢要覧についてでございますけれども、これは、今年度予算を頂いて作成のほうをずっと進めてきておりまして、現在、校正の最終段階に入ってきております。

それで、市勢要覧のほうは4年ごとに作成をしております、現在はもう在庫がほとんど尽きている状況になってきております。

これを、今度の4月ぐらいには、もう配布できるようにということで進めております。

まず1ページ目、制作の目的ということでございますけれども、鳥栖市の産業や自然、歴史、スポーツ、文化、概要などを視覚的に親しみやすく紹介し、市内外に鳥栖市の魅力を広く情報を発信し、市への理解を深めてもらうため作成するものでございます。

対象、使用方法なんですけれども、行政視察やなんかで議員の皆様方にも御利用いただいたり、そのほか行政機関ですとかマスコミへ配布することにしております。

発行部数は、2,500部を予定しております。

内容につきましてですけれども、2ページからになってまいります。

まず表紙ですけれども、右側のが表紙になります。

九州のクロスロードをイメージした表紙で、人の暮らしや交通機関の融合を表現したものでございます。

中身につきましては、見開きで見せる形にしておりまして、画像を多用した作りになっております。

3ページをお願いします。

This is TOSUということです。

鳥栖市の特徴を表す数値や調査結果を得られまして、大まかに市の特徴を理解してもらうページになります。

4ページをお願いします。

市長挨拶と目次、あと鳥栖市の概要でございます。

市の沿革や地勢、市章などについて説明するページでございます。

次の、5ページをお願いします。

交通の要衝というページになります。

九州における交通の要衝としての利便性について、地図を用いて紹介をしております。

6ページになりますけれども、活発な商工業というページです。

企業立地に優位な理由ですとか市内の産業団地を、表ですとか地図で紹介をしております。

7ページをお願いします。

最先端の技術というページです。

市内の3研究拠点を掲載しまして、一般公開の画像を用いて市民との交流を紹介しております。

8ページをお願いします。

充実した暮らしでございます。

サガン鳥栖やアウトレットなどを掲載して、鳥栖市に人が集まるイベントがあることを紹介しております。

9ページをお願いします。

笑顔ひろがるというページになります。

子育て、健康、高齢者のそれぞれの分野の施策を紹介いたしております。

10ページに、思いを馳せるということで、伝統芸能や教科「日本語」、ツァイツ市との交流を掲載し、鳥栖ならではの文化教育を紹介しております。

11ページをお願いします。

自然と調和するは、河内ダム周辺や御手洗の滝を掲載し、鳥栖には豊かな自然もあることを紹介しております。

12ページをお願いします。

お祭り・イベント年間ガイドでございます。

伝統芸能や各種イベントなどを季節ごとに紹介し、四季の特産品も合わせて掲載をしております。

13ページをお願いします。

T o s u M a p で、公共施設や要覧に記載している地点を中心に、イラストの地図で紹介をしております。

14ページをお願いします。

観光地・主要施設でございます。

市内の公共施設や観光地を掲載しているページでございます。

あと、15ページをお願いします。

データで見る鳥栖ということで、暮らしに関連する各種統計データを掲載しまして、ピクトグラムを用いて視覚的に表現をしております。

16ページをお願いします。

鳥栖市のあゆみでございます。

市制施行時から現在までの年表をすごろくのます形式で掲載をしております。

17ページをお願いします。

左側が、行政と議会のコーナーになっております。それで、右側に移住者の声を掲載しております。鳥栖っていいねに掲載の移住者インタビューから鳥栖の魅力を抜粋して掲載しております。

この、右側の移住者の声のコーナーですけれども、通常のこれまでの作成ですと市の組織図及び議会の組織図を掲載しているところでもございましたけれども、この市勢要覧というのが4年間という使用期間がございまして、その間に、組織のほうも変わってきておまして、過去にもずっと矛盾が生じておりましたので、今回はそのところは本表を中には入れずに、

差込みという形で対応をしていきたいなと考えております。

以上、内容についてざっと説明をさせていただきましたけれども、あと、これは、今度10日に印刷に入ってまいります。それで、3月の末ぐらいに印刷ができ上がりまして、あと発送準備とかを、何とか年度内に終わらせてまして、皆様方のほうには、もう4月早々には配付が、お配りができるものと思っております。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

ありがとうございました。

4件にわたって報告がありましたが、何かこの際、確認したいことなどがありましたらお受けしたいと思っております。

よろしいですか。

伊藤克也委員

まちづくり座談会の、こういった意見が出たかっていうことをよかったら、この場ではなくてもいいんで教えていただければなというふうに思っております。

それと、もう一点なんですけど、全く個人的な意見で申しわけないんですけど、議案外の4番、今、野下課長のほうから説明がありました市勢要覧の3ページですね。

内容的には、もう十分練っていただいたので、何も申し上げることはないんですけど、グリーンで白枠の数値とか文字が、個人的には物すごく見にくいなっていう印象を持つんですけども、そういった意見とかは出ませんでしたか。

野下隆寛情報政策課長

ちょっとその辺、検討をさせていただきます。

ありがとうございました。

伊藤克也委員

全く個人的な意見なんですけど、私個人としては――ブルーとグリーンを基調にされてるっていうのはよく理解してるんですけども、何か数字とかこの文言が物すごく、個人的に見にくいなというふうに思いましたんで、個人的な意見を、感想を述べさせていただきました。

以上です。

中村直人委員長

ほか、ありませんか。

[発言する者なし]

じゃあ、以上で議案外の報告を終わります。



中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了をいたしました。

皆さんのおかげで、当初の予定どおり進むことができました。ありがとうございました。

それでは、本日の総務文教常任委員会は、これにて散会いたします。

午後 4 時39分散会

令和2年3月5日（木）

1 出席委員氏名

委員長	中村	直人	委員	尼寺	省悟
副委員長	久保山	博幸	〃	中川原	豊志
委員	森山	林	〃	伊藤	克也
〃	久保山	日出男			

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

教	育	長	天野	昌明																										
教	育	次	長	白水	隆弘																									
教	育	総務	課	長	青木	博美																								
教	育	総務	課	総務	係	長	眞子	寛盛																						
学	校	教	育	課	長	中島	達也																							
学	校	教	育	課	長	補佐	兼	学	校	教	育	係	長	立石	光顕															
学	校	教	育	課	主幹	兼	教	育	相	談	係	長	兼	指	導	主	事	井上	由里子											
学	校	教	育	課	長	補佐	兼	学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	兼	学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	係	長	原	祥雄
生	涯	学	習	課	長	兼	図	書	館	長	松隈	義和																		
生	涯	学	習	課	参	事	竹下	徹																						
生	涯	学	習	課	長	補佐	兼	生	涯	学	習	推	進	係	長	八尋	茂子													
生	涯	学	習	課	文	化	財	係	長	久山	高史																			
生	涯	学	習	課	図	書	係	長	中溝	雄二																				

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 日 程

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第10号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情第1号「佐賀県民体育大会の歌」復活導入提案への支援のお願い
“「国民スポーツ大会」への市民の盛り上げ運動へ”

〔協議〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

青木博美教育総務課長

続きまして、款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金につきましては、本市の育英資金貸付基金の預金利子の決算見込みによるものでございます。

続きまして、款19寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金、節1教育総務費寄附金につきましては、昨年の4月26日に鳥栖ハーモニカ歌の会様からの、本市の育英資金貸付基金に対する寄附によるものでございます。

以上でございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

3ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入につきましては、埋蔵文化財発掘調査受託料の決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち151万7,000円の主なものにつきましては、中原特別支援学校田代分校負担金及び教育施設雑入でございます。

以上でございます。

青木博美教育総務課長

続きまして、款23市債、項1市債、目4教育債、節1中学校債につきましては、令和2年度に予定しておりました鳥栖西中学校特別教室棟大規模改造工事について、文部科学省の令和元年度の予算での事業採択の内定を受けたことによるものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費について申し上げます。

節9旅費から節14使用料及び賃借料までは、それぞれ決算見込みによるものでございます。

次に、目2総務事務局費について申し上げます。

節7賃金から次のページの、節19負担金、補助及び交付金までは、それぞれ決算見込みによるものでございます。

節20扶助費につきましては、交通遺児2名分の見舞品に要する経費を補正するものでございます。

節28繰出金につきましては、決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、目3学校教育事務局費、節1報酬につきましては、通学区域審議会委員報酬の決算見込みによる減額でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、医療的ケア支援補助金等の決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

青木博美教育総務課長

6ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校施設管理費について申し上げます。

節12役務費につきましては、決算見込みによるものでございます。

節15工事請負費でございますが、営繕工事費として鳥栖小学校、若葉小学校、麓小学校、旭小学校の新年度の特別支援学級の学級編制に伴う教室の間仕切り設置工事に要する経費を計上したものでございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、目2の学校事務管理費の節7賃金から節19負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額となっております。

主なものとしたしましては、特別支援学級等生活指導補助員の病欠等による賃金の減額及び光熱水費、パソコン借上料等の決算見込みによる減額でございます。

7ページを御覧ください。

目4学校給食センター費の節2給料から節4共済費につきましては、職員11名分の給与改定等に伴う補正でございます。

節7賃金につきましては、嘱託職員等の賃金の決算見込みによる減額でございます。

節11需用費につきましては、決算見込みによる燃料費及び光熱水費の補正となっております。

以上でございます。

青木博美教育総務課長

次の、8ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校施設管理費について申し上げます。

節12役務費は決算見込みによるものでございます。

節13委託料と節15工事請負費の上の行の、鳥栖西中学校特別教室棟大規模改造工事につき

ましては、歳入で御説明しましたとおり文部科学省の令和元年度予算での事業採択の内定を受けたもので、工事監理委託料と工事費を令和2年度への繰越しをお願いするものでございます。

節14使用料及び賃借料と節15工事請負費の下の行の、鳥栖西中学校普通教室棟大規模改造工事でございますが、それぞれ仮設校舎賃借料と工事請負費を決算見込みにより減額するものでございます。

なお、関係資料といたしまして、14ページに鳥栖西中学校大規模改造事業についてお示しいたしております。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費、節7賃金及び節8報償費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

主なものとしましては、特別支援学級等生活指導補助員の病欠等による賃金の減額によるものでございます。

節13委託料につきましては、給食業務委託料の決算見込みによる補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター負担金の決算見込みによる減額となっております。

目3教育振興費、節18備品購入費につきましては、備品購入費の決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

続きまして、9ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。

節1報酬及び節8報償費から節15工事請負費につきましては、それぞれ決算見込みによる減額でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、放課後児童健全育成事業補助金のうち、主に鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会の補助金の減額分でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

目2文化財保護費について申し上げます。

節1報酬から節14使用料及び賃借料につきましては、それぞれ決算見込みによる減額でございます。

その下、目3図書館費について申し上げます。

節11需用費につきましては、光熱水費が不足するため補正をお願いするものでございます。
11ページをお願いいたします。

目 4 埋蔵文化財発掘調査費について申し上げます。

節 7 賃金から節14使用料及び賃借料につきましては、それぞれ決算見込みによる減額でございます。

目 5 埋蔵文化財調査受託費について申し上げます。

節 7 賃金から節13委託料につきましても、それぞれ決算見込みによる減額でございます。
12ページをお願いいたします。

目 8 勤労青少年ホーム費について申し上げます。

節 8 報償費から節13委託料につきましては、それぞれ、これも決算見込みによる減額でございます。

以上で、生涯学習課関係について説明を終わります。

青木博美教育総務課長

13ページをお願いいたします。

繰越明許費について申し上げます。

まず、1行目の小学校特別支援学級整備事業につきましては、新年度の特別支援学級の学級編制に伴い、春休み期間中に教室の間仕切り設置工事を行う必要が生じたもので、事業完了が令和2年度になる見込みであるため繰越すものでございます。

2行目の、鳥栖西中学校大規模改造事業につきましては、歳入、歳出予算の中で御説明いたしましたとおり文部科学省の令和元年度予算での事業採択の内容を受け実施するものですが、事業実施が令和2年度となるため繰越すものでございます。

3行目の、中学校普通学級整備事業につきましては、学級増に伴う空調設備設置工事を行う必要が生じ、事業完了が令和2年度になる見込みであるため繰越すものでございます。

以上で、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、教育委員会事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

中川原豊志委員

まず、歳入のところで、1ページ目ですかね、教育費の国庫補助金の中の、中学校国庫補助金の項目が5つある中の、学校施設環境改善交付金の説明がなかったと思うんですよね。

西中の件かなと思うんですけど、再度説明のほうをお願いしたいと思います。

青木博美教育総務課長

大変失礼いたしました、歳入で、文部科学省の令和元年度の予算での事業採択の内定を受けました西中学校の特別教室の工事に伴う交付金を計上いたしております。

すいません、説明が漏れておりました。大変失礼いたしました。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

というふうには思っていたんですけども、続けてよろしいですかね。

6ページの工事請負費で、営繕工事費、先ほど説明ありましたけれども、特別支援学級の間仕切り工事というふうなことなんですけれども、特別支援学級、だんだん例年増えてきているんですけども、令和2年度もそういう状況になってくるのかなと、この工事費があるということはそうなのかなというふうに思うんですが、特別支援学級の状況をちょっと教えていただきたいなと思います。

中島達也学校教育課長

特別支援学級の児童生徒数のところで少し話をさせていただきますと、本年度、小学校が380名、中学校は115名、合計495名在籍をしております。

来年度につきましては現時点で、まだ出入りは若干あっているところではございますが、現在のところ小学校が423名、中学校が124名ということで、547名。約50名近く、また増加をする見込みとなっているところでございます。

学級数につきましても、小学校におきまして特別支援学級が9クラス、それから中学校のほうでは1クラス減という形になりますが、小学校のほうでは9クラス、今のところ増の予定でございます。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

全体で50名近くの増と、それからクラスが9クラスというふうなことでございますけれども、これに関して、例えば指導員等についても関連して増加しなくちゃいけないかなと思いますが、予算の中に入っていましたよね。

指導員さんの数というのは、どのくらいぐらい必要なのかっていうのを重ねて。

中村直人委員長

当初予算のところで数とかも出てくると思いますので、そちらに回してくれると幸いです。

中川原豊志委員

分かりました。

じゃあ、もう一点だけ。

学校給食センターの7ページ、賃金等も含めてですけれども、決算見込みというふうなことなんですけれども、実際、今回学校の休校というふうな形が取られて、給食センターのほうも給食の提供がなくなってる状況かと思いますが、今後最終決算に向けてこの辺も若干変わってくるのかなと思いますが、その対応についてどういうふうな対応を取られておられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

新型コロナウイルス感染拡大の防止の措置として、臨時休校が決められて学校給食センターといたしましても調理作業のほうを行えないというような状況になっております。

これによりまして、給食センターのほうでは、正規職員、嘱託職員、臨時職員等おりますけれども、調理の専門そして食器の洗浄として臨時職員を雇っておりますが、調理がなくなったことによりまして、この臨時職員――全体で申しますと40名ほどになりますけれども――こちらの方々についてはお休みをいただいております。

したがって、委員御指摘がありましたように、このこと、今回の臨時休校の対応によりまして、決算の折には再度賃金の金額というのはまた変わってくるというふうに思っております。

以上です。

中村直人委員長

ほかには。

尼寺省悟委員

今、今回の一斉休業についての質問があったんですが、これについては、一般質問で基本的なことを質問するんですけれども、今賃金の話、出ましたけれども、補正予算の中でも出ておりますけれども、給食関係の職員だけではなくてほかのところの職員についても休業に伴って賃金が減ると。

影響が出てくると思うんですけど、その辺、どういう職種が影響が出るのかと、人数とか賃金とか。あるいは、今の件も含めて、それに対して対応をですけどね、国は国として何か対応するとかいうふうに言ってますけれども、その辺はどんなふうに考えておられるのか。

給食だけではなくて、ほかのところも含めてね。

白水隆弘教育次長

今回の学校臨時休業に伴いまして、本日3日目になりますけれども、これに伴いまして、正規職員ではない方々の職員さんへの影響といたしましては、今、原から申し上げました給

食センターの日々雇用の職員さん方の方に影響が出ております。

学校につきましては、希望者を受入れるということでございますので、学校で雇用しております、臨時的な雇用をしております職員さん方については勤務をしていただいておりますので、それについては通常の報酬が発生をいたしております。

給食センターの、お休みをいただいております職員さんにつきましては、労働基準法の指示に従いまして、60%何がしかの賃金を保障するということで手当をしておるところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

その臨時職員の、給食調理員の方40名の給与の総額ちゅうたらどうなの。

要するに、どういうことかちゅうたら、60%は手当でと言ったけど、あと40%については現実に減るんだから、その辺について、市が面倒見るといふような考え方はないのかと。

金額と、今言ったような面倒を見るというような考えはないのかという質問です。

白水隆弘教育次長

先ほど申しましたように、労働基準法の規定に従いまして補償をさせていただくということでございます。

今回の休みが、一応佐賀県内では15日までということでされておりますが、これがまた短くなるのか長くなるのか、今のところ全く見えない状態でございますので、総額におきましては、よろしければ決算のときにつまびらかにさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

尼寺省悟委員

その対応は。市としての対応。

今60%で40%減るんだから、自分の都合で休んでるわけやないんだから、それについて何らかの補償というのは考えてないのかと、国はそれに対してどうのこうのするとか、何かはつきりしてないみたいやけど、市としての考えはどうかということ。

白水隆弘教育次長

重ねて答弁になりますけれども、鳥栖市としては、今申し上げましたように労働基準法の規定に従って賃金を補償するというのが今のところの鳥栖市の立場でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

要するに、今のところ考えてないということですか、そういう意味。

白水隆弘教育次長

重ねて申し上げますけれども、ただいまの補償のとおりでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

だから、考えてないちゅうことやろう。

今の段階では、先はどうなるか分からんし、国の対応もどうなるか分からんけど、今のところでは6割の手当しか考えておりませんと。今の地点での話さ。

そういうことやろう。

白水隆弘教育次長

本日の時点で、国の指針等全く示されておりませんので、どうなるか分かりませんし、今後この休みがどこまで延びるかも分かりませんので、今のところ鳥栖市としての独自の対応といたしましては検討をいたしておりません。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

次に、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

ファイルについては、08（教育委員会）一般会計予算になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

中島達也学校教育課長

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算、教育委員会事務局関係につきまして、まず学校教育課から御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

歳入、款14分担金及び負担金、項2負担金、目2教育費負担金、節1小学校費負担金及び節2中学校費負担金につきましては、学校管理下における傷害保険であります日本スポーツ振興センター負担金、1人当たり945円のうち保護者の方に御負担をいただく460円分となっ

ております。

以上でございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

続きまして、款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節1社会教育資料のうち、60万2,000円につきましては勤労青少年ホームの使用料でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節1小学校費国庫補助金及び節の2中学校費国庫補助金の主なものにつきましては、特別支援教育就学奨励費補助金及び理科教育設備整備費補助金となっております。どちらも、国庫補助は2分の1となっております。

以上でございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

続きまして、節4社会教育費国庫補助金のうち埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴う補助金として国から事業費の2分の1の補助を受けるものでございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として国から事業費の3分の1の補助を受けるものでございます。

中島達也学校教育課長

2ページを御覧ください。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節の1教育総務費県補助金につきましては、小学校に配置をいたしますスクールカウンセラーの事業に対しまして、県から3分の1の補助を受けるものでございます。

節の2中学校費県補助金につきましては、被災幼児児童生徒、中学生3人に対する就学支援補助金となっております。東日本大震災被災関係で、補助率10分の10の補助となっております。

そのほかに、放課後等補充学習支援事業に係る補助金が県から5分の3の補助、また部活動指導員活用研究事業費補助金が県から3分の2の補助、別室における学校生活支援事業費補助金が県から2分の1の補助を受けるものでございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

続きまして、節4社会教育費県補助金のうち埋蔵文化財発掘調査補助金及び子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、先ほど、国庫補助金で説明いたしました補助金の県費分でございます。補助率は、埋蔵文化財発掘調査が50分の9、子ども・子育て支援事業が3

分の1です。

子ども・子育て支援整備費補助金につきましては、麓小なかよし会改修工事及び社会福祉法人公栄が新設する施設整備に関する県の補助でございます。この内訳は、麓小なかよし会改修工事が3分の2、社会福祉法人公栄の施設整備が8分の5でございます。

これにつきましては、歳出のほうでも説明いたします。

その下、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室事業に対して、県から事業費の3分の2の補助を受けるものでございます。

以上です。

中島達也学校教育課長

続きまして、項の3委託金、目の4教育費県委託金、節の1教育総務費委託金につきましては、小中連携による学力向上推進地域指定事業に係る委託金でございます。

青木博美教育総務課長

その下でございます、款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金につきましては、本市の育英資金貸付基金の預金利子の見込み額を計上いたしております。

続きまして、款19寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金、節1教育総務費寄附金につきましては、本市の育英資金貸付基金に対する寄附金に1,000円の頭出しをいたしております。

以上でございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

それでは、3ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費を開発者から受託するものとして計上しているところでございます。

以上です。

中島達也学校教育課長

続きまして、項の6雑入、目4雑入、節4雑入の主なものにつきましては、中原特別支援学校鳥栖田代分校の負担金となっております。

以上でございます。

青木博美教育総務課長

続きまして、款23市債、項1市債、目4教育債、節1小学校債につきましては、田代小学校大規模改造事業の設計委託料に係る市債でございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

款10教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費の主なものについて申し上げます。

節1 報酬につきましても、教育委員4名分の報酬でございます。

続きまして、目2 総務事務局費でございます。

節1 報酬につきましても、会計年度任用職員報酬で、小中学校の事務補助員12人及び学校
用務員9人の、計21人分の報酬でございます。

節2 給料から節4 共済費につきましても、教育長、教育次長及び教育総務課職員6人、計
8人分の人件費でございます。

節8 報償費につきましても、教育委員会評価委員2名分の謝金でございます。

飛びまして、節13委託料につきましても、小中学校施設の警備委託料及び中学校4校分の
土日祝日、年末年始の日直代行委託料でございます。

飛びまして、節19負担金、補助及び交付金につきましても、教育関係団体に対する負担金
等でございます。

節20扶助費につきましても、交通遺児に対する手当として1名分を計上しております。

節28繰出金につきましても、歳入で御説明いたしました育英資金貸付基金の預金利子及び
寄附金の基金への繰出しでございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、5 ページをお開きください。

目3 学校教育事務局費、節1 報酬は、いじめ問題対策委員会委員の中の4名、それから就
学时健康診断医師27名、通学区域審議会委員10名、産業医1名、学校図書館事務補助員12名、
嘱託指導主事3名、学校適応指導教室みらいの指導員2名、教育相談指導員1名、スクール
カウンセラーの小中学校配置644時間分の報酬となっております。

節2 給料から節4 共済費までにつきましても、学校教育課職員8名分の人件費、さらに節
3につきましても、学校図書館事務補助員、それから嘱託指導主事、学校適応指導教室みら
い指導員、教育相談指導員の期末手当でございます。

節8 報償費のうち謝金につきましても、就学指導相談会の相談員謝金等でございます。

節の9 旅費の主なものにつきましても、学校図書館事務補助員、それから嘱託指導主事、
学校適応指導教室みらい指導員、教育相談指導員、スクールカウンセラーの交通費としての
費用弁償でございます。

節11需用費の主なものにつきましても、消耗品費、印刷製本費等となっております。

節の12役務費につきましては、主なものは、事務用切手代などの通信運搬費と学校災害賠償保険料が主なものとなっております。

節の13委託料の主なものにつきましては、小中学校の英語の授業及び小学校の英語活動で活用するために配置をしております外国語指導助手5名に係る語学指導業務委託料となっております。

節の14使用料及び賃借料の主なものは、劇団四季の観劇に伴うバス及び会場の借上料となっております。

節15工事請負費につきましては、通学路に設置をいたします防犯カメラの設置工事費となっております。

節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、スクールサポーター配置負担金でございます。

鳥栖中学校と鳥栖西中学校に配置をいたします2名のうち、1名分を市で負担するものでございます。また、医療的ケア支援補助金につきましては、学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者に当該費用の補助を行うものでございます。

以上でございます。

青木博美教育総務課長

続きまして、6ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校施設管理費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、学校用務員2名分の人件費でございます。

節11需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

節13委託料のうち1行目の設計委託料は、田代小学校大規模改造工事の設計委託料でございます。17ページに、田代小学校大規模改造事業についてお示しいたしております。

2行目の学校施設管理委託料は、小学校8校の各種設備点検、樹木剪定等施設管理に要する経費でございます。

節15工事請負費の営繕工事費は、鳥栖市小学校の水路蓋の設置工事、空調設備関係として老朽化した空調設備の取替え工事、また防犯対策として若葉小学校、弥生が丘小学校2校分の防犯カメラの取替えに要する経費が主なものでございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校新設に伴います都市再生機構立替金の償還金でございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費、節1報酬につきましては、鳥栖小学校、鳥栖北小学校

及び基里小学校の学校運営協議会委員のうち、各校5名ずつ計15名分、また校医15名、歯科校医12名、学校薬剤師8名、生活指導補助員35名分の報酬でございます。

節の3職員手当等につきましては、生活指導補助員の期末手当でございます。

節の8報償費につきましては、鳥栖小学校、鳥栖北小学校及び基里小学校を除く、小学校5校の学校評議員、各校5名ずつ、計25名分の謝金、それから卒業記念品代となっております。

節の9旅費につきましては、生活指導補助員の交通費としましての費用弁償でございます。

節の11需用費につきましては、教科書改訂に伴います教師用の教科書、指導書の購入等のための消耗品費、また光熱費が主なものとなっております。

節の12役務費につきましては、電話代や切手代などの通信運搬費、水質検査手数料等が主なものとなっております。

続きまして、7ページをお開きください。

節の13委託料の主なものにつきましては、塵芥収集委託料及び開かれた学校づくり推進事業委託料、それから鳥栖小学校の高田・安楽寺町の子供たちのための学童輸送業務委託料、児童の心臓や目、耳鼻、脊椎、腎臓、結核等の健康診査及び小学校教職員の健康診査、ストレスチェック等の委託料となっております。

節の14使用料及び賃借料の主なものにつきましては、コピー機及び学習用パソコンの借上料、それからデジタル教科書ソフトウェア使用料が主なものとなっております。また、主に小学校の高学年クラスに電子黒板操作用パソコンを導入することとし、その借上料を計上いたしております。

節の18備品購入費につきましては、児童用の机・椅子の購入費用、また小学校各校に配備しておりますAED本体の更新費用、児童用図書、教科用備品が主なものでございます。また、学校の業務改善に資するため、小学校に留守番電話機器を設置することとし、その購入費を計上いたしております。

節の19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、日本スポーツ振興センターへの負担金のほか、各種教育研究会の負担金となっております。

続きまして、8ページを御覧ください。

目3教育振興費、節18備品購入費につきましては、小学校の教材や理科備品購入の費用でございます。

節の20扶助費につきましては、要保護・準要保護児童の学用品費や学校給食費等の補助、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費でございます。

目の4学校給食センター費、節の1報酬につきましては、調理や洗浄、学校配膳等に係る

給食センター職員66名分の報酬でございます。

節の2給料から節の4共済費につきましては、センター職員11名分の人件費、さらに節3につきましては、給食センター嘱託職員及び臨時職員の期末手当でございます。

節の9旅費の主なものにつきましては、給食センター嘱託職員及び臨時職員の交通費としての費用弁償でございます。

節の11需用費につきましては、給食センターで使用いたします消耗品費、それから燃料費、光熱水費、修繕料が主なものとなっております。

節の12役務費につきましては、理化学等検査手数料や検便、それからノロウイルス等の検査手数料が主なものとなっております。

それから、節の13委託料につきましては、配送業務や米飯業務、保守点検業務等が主なものとなっております。

それから、節の15工事請負費につきましては、給食センターの出入口等に防犯カメラを設置するものでございます。

節の18備品購入費につきましては、食器かご等の給食用備品購入費となっております。

青木博美教育総務課長

9ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校施設管理費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、学校用務員1名分の人件費でございます。

節11需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

一つ飛びまして、節13委託料は、小学校費同様、中学校4校の各種設備点検、樹木剪定等施設管理に要する経費でございます。

節15工事請負費の営繕工事費は、基里中学校自転車駐車場のラックの設置工事、空調設備関係として老朽化した空調設備の取替え工事、また防犯対策として、基里中学校の防犯カメラの取替えに要する経費が主なものでございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、目の2学校事務管理費、節1報酬につきましては、鳥栖中学校及び基里中学校の学校運営協議会委員のうち、各校5名ずつ、計10名分、それから校医7名、歯科校医7名、学校薬剤師4名、生活指導補助員9名、部活動指導員4名、学校生活支援員3名、中学校栄養士1名分の報酬でございます。

節の3職員手当等につきましては、生活指導補助員、学校生活支援員、中学校栄養士の期末手当でございます。

節の4 共済費につきましては、学校生活支援員の共済費でございます。

節の8 報償費につきましては、田代中学校及び鳥栖西中学校に、それぞれ5名ずつの学校評議員、合計10名分の謝金、それから中学校3年生を対象に実施をいたします放課後等補充学習支援事業の講師の謝金、また卒業記念品代が主なものとなっております。

節の9 旅費につきましては、理科学研究所の所員講演会の講師派遣旅費及び生活指導補助員、部活動指導員、学校生活支援員、中学校栄養士の交通費としての費用弁償でございます。

節の11 需用費につきましては、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料が主なものとなっております。

節の12 役務費につきましては、小学校と同じく電話代や切手などの通信運搬費、水質検査等の手数料が主なものでございます。

10ページを御覧ください。

節13 委託料につきましては、塵芥収集委託料、開かれた学校づくりの推進事業委託料、生徒の心臓等の健康診査及び中学校教職員の健康診査、ストレスチェック等の委託料、給食業務委託料でございます。給食業務委託料は、中学校選択制弁当給食に係る調理等の日米クックへの業務委託料でございます。

節の14 使用料及び賃借料の主なものにつきましては、コピー機及び学習用パソコンの借上料及びデジタル教科書ソフトウェア使用料でございます。

節の18 備品購入費の主なものにつきましては、中学校各校に配備しておりますAED本体の更新費用、それから中学校の生徒用の机・椅子の購入費用、生徒用図書、一般備品購入費、楽器購入費となっております。また、学校の業務改善に資するため中学校に留守番電話機器を設置することとし、その購入費用を計上いたしております。

節19 負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、日本スポーツ振興センターへの負担金、そのほか各種研究会への負担金、それからヘルメット購入費補助金、スポーツ大会等出場補助金となっております。

11ページをお開きください。

目の3 教育振興費、節18 備品購入費につきましては、中学校の教材費、理科備品等の購入費でございます。

節の20 扶助費につきましては、要保護・準要保護生徒の学用品費や中学校弁当給食費等の補助、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われるものでございます。

以上でございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

12ページをお願いいたします。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費の主なものについて御説明いたします。

節1 報酬の主なものにつきましては、会計年度任用職員である社会教育指導員等の報酬で
ございます。

節2 給料と節4 共済費につきましては、図書館を除く生涯学習課職員11名の人件費でござ
います。

節3 職員手当等につきましては、職員11名及び会計年度職員の手当でございます。

節13 委託料につきましては、社会教育関係施設等の管理委託料のほか、鳥栖小なかよし会
改修における実施設計委託、市内の小中学生を対馬に派遣し、対馬での体験活動や交流、歴
史を学び青少年の健全育成を図る少年少女派遣事業委託料でございます。

節15 工事請負費につきましては、麓小なかよし会改修工事及び田代小学校なかよし会空調
設備改修工事でございます。

次の、13ページをお願いいたします。

節19 負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金及び会費、または社
会教育関係団体への補助金でございます。そのうち主なものとして、下から4行目、放課後
児童健全育成事業補助金につきましては、19ページの主要事項説明をお願いしたいと思います。

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ事業につきましては、本市の放課後
児童クラブは各小学校区に公設民営のなかよし会16クラブのほか、民設民営の放課後児童ク
ラブ3クラブがございます。さらに、社会福祉法人公栄が、令和3年4月開設に向け施設整
備が実施されます。

この社会福祉法人公栄におきましては、西中の南側に開設されておりますしんとすげんき
保育園でございます。この補助金につきましては、この各クラブの運営や施設整備に対し補
助を行うものでございます。

13ページにお戻りください。

次に、目2 文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節1 報酬につきましては、文化財保護審議会委員及び史跡保存管理作業等に従事する作業
員の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

節13 委託料につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡及び剣塚古墳など史跡等の樹木伐採委託料
が主なものでございます。

節15 工事請負費の赤坂古墳擁壁等工事につきましては、擁壁の補強及び雨水の排水処理に
関する工事でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金と民俗芸能の保存、開催や有形文化財の保存管理に対する補助金でございます。

続きまして、目3図書館費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬は、図書館運営協議会委員及び図書館司書等の会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料及び節4共済費につきましては、図書館職員5名分の人件費でございます。

節3職員手当等につきましては、図書館職員及び会計年度任用職員の手当でございます。15ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、施設の清掃、警備業務、空調設備等の保守点検などの施設管理業務委託及び平成3年12月に建設されました図書館の外壁改修工事に伴う外壁調査業務及び設計業務の委託でございます。

節15工事請負費につきましては、図書館内に防犯カメラ8台を設置する工事でございます。

節18備品購入費につきましては、書籍及びDVDやCDなどの視聴覚資料の購入に必要な経費及びまちづくり推進センター8か所に設置する予定の図書返却ボックス購入に要する経費でございます。

次に、目4埋蔵文化財発掘調査につきましては、市内の遺跡確認、発掘調査に伴う経費で、現場や整理作業員の人件費と機械器具等の借上料が主なものでございます。

次の、16ページをお願いいたします。

目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入でも説明いたしましたように、開発事業に伴う市内遺跡の本調査を開発者から受託して行うため、本調査に係る経費を計上しているところでございます。

目8勤労青少年ホームにつきましては、勤労青少年ホームの管理運営に関わる経費でございます。

その主なものといたしまして、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、勤労青少年ホームの事務員1名に関するものでございます。

節8報償費は、勤労青少年ホームで開催する教養講座に伴う講師謝金でございます。

節11需用費から節13委託料につきましては、勤労青少年ホームの管理運営に要する経費でございます。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

青木博美教育総務課長

続きまして、款11災害復旧費、項3教育施設災害復旧費、目1単独災害復旧費でございます。

節15工事請負費につきましては、災害復旧工事費として1,000円の頭出しをしておるものでございます。

以上で、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算の教育委員会事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

白水隆弘教育次長

説明終了いたしました。若干の補足をお願いいたします。

資料6ページ、款10教育費、項2小学校費、目1学校施設管理費の節13委託料の設計委託料、来年度より田代小学校の設計委託料を計上させていただいておるところでございますが、もう設計の中に、今回よりエレベーターの設置を盛り込んだ設計とさせていただくように委託料を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりましたが、暫時休憩をいたします。

午前10時52分休憩



午前11時3分開会

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行します。

それでは、質疑を行います。

久保山日出男委員

歳入のほうで、使用料及び手数料ですね。

この中の勤労青少年ホームの使用料、これについては、せんだって解体の話をお聞きしてましたが、その辺のところはこれに影響しないのかお尋ねいたします。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

こないだ説明がこの件についてありましたけれども、当面ここは、この機能が移転する先の改修工事が終わった後で、各加入されているクラブさん等の行き先も全部終わった段階で、

ここを解体するというふうな計画を立てておりますので、それが終わるまでは、この勤労青少年ホームはそのまま継続させていただくという形を取っていきますので、よろしくお願いいたします。

久保山日出男委員

それじゃあ、あらかた年度が変わったところでの話も、ちょっとされたような気がしましたから、令和何年度で、一応終了して4月以降から始まるのか、その辺が分かればお願いしたいんですが。

白水隆弘教育次長

補足をさせていただきます。

別の委員会になりますけど、今年度、田代のまちづくり推進センターの大規模改造がなされます。これに基づきまして、現在の別館機能もそこに収容するというところでございます。

それで、内々の話でございますが、その建て替えをするに当たりまして、有利な起債を得るために市所有の公共建築物をどこか一つ除却する必要があると。それをすれば有利な起債を受けられるということでございますので、その対象として、現在、この生涯学習課所管の勤労青少年ホームのほうを、将来除却をするという方向で先日も御説明をさせていただいたところでございます。

除却の時期につきましては、この起債の制度そのものが、現在の田代まちづくり推進センターが竣工した後5年以内、という縛りがございますので、5年という長きにわたって使用とは考えておりませんが、来年度田代まちセンが竣工いたしますので、それに合わせまして分館機能をどのような形が一番いいのか、設計あたりを来年度の当初あたりに御審議願って、その次の年に改修、できれば令和4年度末には主要移転が終わって、令和5年度から6年度にかけての解体になるのではなかろうかと、今のところ目算をいたしております。

あと四、五年にわたりましては、現在のような利用の方法を考えておりますので、利用料につきましても同様とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

久保山日出男委員

それでは、今後分かり次第、よりよい説明をお願いしておきます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

ちょっとすいません、教えてほしいのの一つあるんですけども、2ページの社会教育費補助金の中の一番下の、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金というのの内容を、再度

教えてもらえんですか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

この事業につきましては、目的が、学校支援活動の取組を通して地域の人々の学習成果を生かす機会の拡大や学習機会の充実に寄与するため、学校と地域の連携協力を強化し、地域社会全体で子供たちを育む環境づくりを推進するということで、今現在、各地区のまちセンとかで放課後子ども教室とかを実施されております。

具体的には、そういった放課後子ども教室等の実施等に要する経費を計上したと。それに伴う補助金であるということでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ちょっと、分かんない言葉が幾つかあるんですけども、6ページの学校施設管理費の、節23の償還金利子、割引料の都市再生機構立替金返還金、これもちょっと、もう一度説明をお願いします。

青木博美教育総務課長

これは、弥生が丘小学校建設時に、建設費用として都市再生機構というところから建設費を立替えという形で借りております。それを平成17年に借入れをいたしまして、5年据置きで平成22年9月から償還を始めまして、平成40年までの償還という形で毎年償還を行っているものでございます。

18年間の償還の予定で平成40年3月まで――すいません、ちょっと平成で出しているもので。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

続いて、もう一度すいません。

その上の設計委託料、田代小学校の大規模改修に伴う設計委託料というふうにお聞きしたんですけども、今回エレベータも設置するというので、いろんな障害のある方に対しても対応できるような施設になるのかなと思います。今後の小学校、中学校含めて、今年度までは鳥栖西中学校の大規模改修されておりましたので、今後の学校の小学校、中学校の大規模改修の計画っていうのがございましたら、ちょっと教えていただきたいなと思います。

青木博美教育総務課長

小中学校の大規模改造につきましては、今、順次建築年が古い物、また途中で大規模改造を20年から30年ぐらいでやってきております。

それでも、大規模改造後でも、もう20年とか経過しておりますので、その経過年数の長い

物から順次、計画的に改修をしていくというところで考えております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

次はどこっていう、まだ予定があるということではないということですかね。

青木博美教育総務課長

原則として、当初の建築から、もしくは大規模改造からの経過年数をまず考えますが、老朽化の具合とか、早急に改修が必要な物とかがあれば、そちらを優先するというようなことにもなるかと思えます。

中川原豊志委員

要は、まだ田代の後は、次はどこを予定しているというふうなことが言えない。言えないというかまだ。

白水隆弘教育次長

令和元年、去年の8月に公表をいたしております公共施設の中期保全計画一覧表で申し上げますと令和2年度に設計して令和3年、4年で田代小学校をやりますということでございますが、その次には、一応旭小学校の順番で回ってくると。そこまでは、中期保全計画でお願いをしているところでございます。

すいません、今のところ田代が令和5年までということでございますので、その後は旭ということでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ぜひ、また今回エレベーターを設置いただけるということですので、今年度の補正でも鳥栖小学校やったですかね、階段にエスカレーターみたいなのを付けていただくということで（「階段昇降機」と呼ぶ者あり）、はい。

そういった障害のある方に対しても取組をしていただいているということで、本当にありがたいと思いますので、継続してそういうふうな取組をやっていただきたいなというふうに思います。

もう一点だけよかですか。

7ページの委託料の、学童輸送業務委託料でございますけれども、鳥栖小学校の高田地区とかの児童の登下校に対する補助というふうに思いますが、何人ぐらい今現在いらっしゃるのかというのをちょっと教えていただきたいなど。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

今年度、令和元年度の学童輸送につきましては、14人となっております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

何で聞いたかといいますと、14人の方に補助されてるんですけども、旭小学校も今の場所に移転した折に一部の地域から遠くなるということで、そこにはバスを走らせていただいて、今、下野麓線っていう名前やったかなと思いますが、そこにバスの補助をされてるんですけども。

多分、下野も今10名ちょっとぐらいかなと思うんですね。その児童のためにバスを出されているのが、この金額よりもかなり大きい金額になってるのかなと思いますんで、これは、ちょっと担当外ですが、そういった見直しもされたらいいのかなと思ひまして、質問といいますか提案させていただきました。

以上です。

よかです。ありがとうございました。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

2ページですね、別室における学校生活支援事業、たしか本年度から田代中学校で開始をされておりますが、令和2年度から西中学校と鳥栖中学校に広げていただけるっていうことなんですね。

それで、田代中学校においてどのような効果が得られたのかっていったところで報告をいただければというふうに思います。

井上由里子学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事

失礼します。

田代中学校のほうに支援員を派遣しましたことで、別室登校の生徒への細やかな配慮が可能となりました。

これまで、学校に足が向かなかった生徒が別室なら登校できるようになったとか、教室がきつくなってきた子たちが不登校にならずに別室で過ごすようになったということで、当初2名ほどの利用だったものが今8名ほど利用しております、そこで支援を受けながら学校に登校しているという状況になっております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

聞くとところによると、そういったことで効果が上がってるということで、ぜひ継続してま

た広げて行っていただきたいなと思う反面、やはりそれでもまだ学校に登校できないお子さんもいらっしゃるというふうに思いますので、その辺のケアをまた、できたらそこに通えるような形でフォローができればいいのかなというふうに思いますので、その辺はまたお願いしたいなというふうに思っております。

次に、今度は15ページをお願いします。

図書館の返却について、借りた本の返却について先ほど御説明があったというふうに思うんですね。移動図書を含めて、今各まちセンのほうにも移動図書をされているというふうに思うんですけども、現在図書館とまちセン以外に本を回収されるようなところがあるのかどうかを、まずお聞きしたいということです。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

現状は、今のところ図書館とサンメッセのほうで返却ができるような形になっております。

それを、さらに各地区のまちセン8か所にも返却ボックスを置かせていただいて、身近なところでも返却ができるような形を来年度取りたいというふうに思っております。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そういったことで、広げていただくうちゅうのは借りるほうにとっても大変ありがたいなというふうに思っております。

例えば、隣の小都市なんかは、西鉄小郡駅のところに回収ボックスを設置されておりました、例えば鳥栖の場合でも、今回、鳥栖ビルを解体をされた跡地を今度整備をされますので、仮にその一角とかにそういったボックスを置けないものなのかとか、また、あとフレスポ等の2階なりとか、そういったところにもそういった回収ボックスが設置できないかとかといったところも検討していただきながら、順次広げていただくような形でしていただくと非常にいいのかなというふうに思っておりますので、検討していただければなというふうに思っております。

それから最後、田代小学校についてですけど、先ほど中川原議員からも言われてましたように、エレベーターを付けていただくということで白水次長のほうからも御説明がありました。

大変ありがたいなというふうに思ってるんですけども、大規模な改修ということで仮校舎等を建てられるというふうに思うんですけども、例えば第1グラウンドのところに仮校舎を建設するとかってということでの進め方ってということでもよろしいのでしょうか。

青木博美教育総務課長

どちらのグラウンドにっていうのは、まだ決まっておりませんが、今回の大規模改修においては、まず仮設校舎を建てまして、1棟分ずつ順次ということで進めていきたいと考えております。

伊藤克也委員

第1か第2のグラウンドに仮設を建てて進められていくっていうことでの確認でよろしいですか。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

尼寺省悟委員

幾つか質問しますが、大規模改造事業ですね。

これね、以前、前任者の江寄課長さんはここで、今、老朽化が進んでると、だから今みたいに、2年、3年に1校やりよったら全部やるためには20年、30年かかると。だから、もっと早めると。

だから、少なくとも、私の感じとしては、1年とか2年ぐらいに1校やるというふうに思ってたけど、今の話聞いてみたら、かなり考え方、後退しているように見えるけれども。

だって、田代小だって令和2年から5年でしょう。その後、旭小をはっきり言わなかったしね。

少なくとも1年とか2年に大規模改造をやっていくとするならばね、その辺の計画ぐらいは立ってるはずと思うんやけどね。

何か後退してない。1年とか2年で1校ずつやっていくという考え方は、変わってないんでしょう。

白水隆弘教育次長

前任江寄が、当委員会でそのような御答弁をさせていただいているのは事実でございます。

その後、今回西中の工事で御覧になってお分かりになりますように、工事期間を余裕を持って確保するという全国的な動き等に準じまして、仮設校舎の設置がなされております。

でございますので、一応仮設校舎を設置する、そして引っ越しをする、そういったことを繰返しながら内部の改修を行っていくということで、当初江寄が発言をさせていただいたときは、かなり工期的なものが違ってきてございますので、今、西中で行っております工事の工程が、今のところのスタンダードな工程というところでございますので、なかなかそれを短縮していこうというところには、業界ともどもそのような動きで一生懸命させていただいておるんですが、今のところ工期的には、逆にですね、延びておるといのが現場の現状でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

次長、ちょっと違うんじゃない、今の話は。

1校当たりの工期が長くなるのは分かるよ、それ、いいったい。

ただ、彼としてはね、1年にね、1校当たり2年とか3年かけとったら全部やるための物すごい時間がかかる、だから少なくともね、1年と2年の間に1校やる。それで、かかるんやったら並行してやればいいわけでしょう、彼の考え方ならば。

並行して、そういう考え方にならんわけ。

1校当たりの工期が長くなるとするならばね、その小学校、中学校が終わってからやるんじゃないくて、並行してやるというのが基本的な彼の、彼っちゅうんか、少なくともそのときの——去年の話よ。去年のときの教育委員会の考え方じゃなかったと。

そうなってくるとね、遅れてると、後退しているというふうにはしか見えんけどね。どうなんですかね、その辺は。

白水隆弘教育次長

御意見はごもっともと思って受けとめております。

先ほども、事業を示させていただきましたけれども、夏の猛暑対策、それから働き方改革、その他もろもろの事情等で現場の工期は長くなっております。

先ほど、江寄からの御答弁の折にでございますが、今年度もしかりでございますけれども、従来は1つの事業が終わって次の事業に取りかかるといったようなスパンで行ってございましたけれども、今現在は、従前の1つの事業が終わる最終年度に、今、設計を入れてきていると。

一つずつかぶせてきているというようなことで、短縮を図ろうということで努力をさせていただいておるところでございますけれども、今は先ほど申しましたような理由で、一つ一つの工期が長くなってございますので、なかなかそこを回復できるような状況には今のところ至ってございません。

ここは、大変悩ましい状況でございますして、私どもといたしましても、早いローテーションで教育環境を整えたいと思っておりますけれども、そこは重々承知をいたしておりますけれども、そこもなかなかままならないような状況でございます。お含みおきいただきたいと思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっと今の考え方は納得でけんね。

去年言ったことと話が違うんやけどね、問題は予算、金の問題だけでしょうもん。十分にね、それだけやっていくという予算、手当てがあればできる話であって、ちょっと今の答弁は納得でけんですね。

次、行きます。

なかよし会の予算が、いろいろ計上されております。

この件について、一般質問をしますので、ちょっとダブらないように幾つか質問しますけれども、先ほど白水次長が、現在公設が16か所で民営が3か所で19か所と、現在。そして、令和3年度に1か所できて、令和3年度までに20か所になると。そういうふうに言われたけれども、それでいいんですか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

今現在、19か所放課後児童クラブがございますけれども、さらに来年度、社会福祉法人公栄が新しい放課後児童クラブを建設されますので、令和3年度からは20か所という形になると思います。

以上です。

尼寺省悟委員

令和3年度に20か所になる、ここにね、子ども・子育て計画書を持ってきてないけど、ちょっと違うような気がしますけど、いいです、それは。

それから、来年度の待機児童の件ですけどね、もう締切りは終わったということなので、今の地点で、全体としての定員が幾らで、受付処理をした者、いいですよといった者が何人で、結果として待機児童が通常と長期で何人になるのか。その中の4年生以降はどうか、そこの数字を言ってください。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

2月28日現在の段階のことでございます。入会児童数につきましては、通年及び長期利用と長期利用のみで、合計で752名の方が一応入会予定でございます。それと、待機児童につきましては、長期のみとも合わせて131名という形になっております。

それで、現在4年生以上で決まっている数が、22名ほどいらっしゃいます。

以上です。

尼寺省悟委員

待機児童が131名と言われたね、131名と。これ、長期休暇と通常の内訳はどうなっていると。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

通年及び長期を利用される方が35名、それで長期のみの方が96名でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっとこれを見ると、待機児童の解消っちゅうのは、ちょっとほど遠いように見えるけれども。新しく、令和3年に1か所できるというけれども、その辺で解消はできると。

市長はね、自分の任期中に解消すると言ったけれども、その辺の見通しはどうなんですか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

市長答弁にありましたように、待機児童解消に向けてできるだけ努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

できるだけ努力していきますと、そういう答弁しか、今の段階はできないですか。

見通しと聞いたんだから、見通しは厳しいと私は思うけれども、その辺はいかがですか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

今の段階では、極力指導員の確保及び施設の改修等に努めてまいって、できるだけ待機児童の解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

いいです。またあとは、一般質問で続きをやりますので。

予算書の12ページですけれども、そこに、社会教育指導員の報酬等がありますけれども、社会教育指導員については、市役所を退職された方1名と、あと残り2名が同和関係者というふうに聞いているわけですけれども。

今回、会計年度任用制になったということで、報酬が増えているようやけど、その辺の内訳っていうのは分かりますか。

3人のそれぞれの、結果としてどうなったのか。

分からなければ後でいいです。数字のことだから。

竹下徹生涯学習課参事

生涯学習課配置の指導員が年間で226万4,400円、それから同和教育集会所配置のうちの1名が年額で223万7,100円、もう一方が年間で208万9,692円でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

226万円と223万円と208万円と、そう言ったかな。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

分かりました。

それから、次の質問です。

これもね、私毎回質問してるけれども、御承知のように鳥栖市社会教育指導員設置要綱の第2号には、指導員の職務として成人教育に関する指導助言、2番目に青少年教育に関する指導助言、3番目に学習相談指導助言、4番目に社会教育関係団体の指導育成とこうあるわけね。これだけの4つの仕事があるわけね。

これだけ4つの仕事がありながら、何で3名のうち2名を同和教育担当にするのかと、してるのかというのが毎回質問してるけれどもなかなかね、ちゃんとしたお答えがないたい。

簡単に言ったら、同和担当の指導員っていうのは、要綱のさ、どこに該当するわけ、職種の。

該当しないんじゃないと。無理やり——どこに該当するんですか。

竹下徹生涯学習課参事

社会教育指導員の設置要綱に載せてある業務につきましては、議員のおっしゃられるとおりでございますけれども、人権同和教育ということに関しましては、それぞれ成人教育、青少年教育、学習相談そういったことの基礎といたしますか、通底するものであるというふうに思っておりますので、人権同和教育に関することっていう具体的な記載はございませんけれども、社会教育指導員としての業務として人権同和问题に関することもその業務の一部というふうに思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

今の答弁は、全く納得でけんね。はっきり言ってね、今市役所内に、教育委員会内における彼が、今この4つの業務を全て賄ってやっているとしか思えんわけたいね。これらの4つの仕事を。

だから、逆に言ったらね、本当は3人でこれだけの仕事をやらないかんのに、1人でやっているということは、これらの本来あるべき仕事がおろそかになってると、遅れていると、進んでいないと言わざるを得んたいね。

いや、大丈夫ですと言うならばね、なら何で3名も要るんかってなるったい、1名でよからうもんという話になるったいね。

いいです。今の答弁納得できん。

それから、これも以前聞いたことがあると思うけれども、以前資料をもらったときに、昭和51年度から59年度まで同和教育担当者はゼロであったと。それで、昭和60年度から平成15年度まで1名であったと。平成16年度から30年度まで2名になつとる、同和関係者がよ。

同和関係者が社会教育指導員になっているのは、平成16年から2名になつてるわけたいね。

それ以前は、さっきも言ったようにゼロとか1名であったわけたい、何で平成16年から2

名にしてね、どうして今日までこの2名体制を続けているかと。さっき言ったように、年間約400万円。400万円もお金を使ってね、要綱にもない仕事をさせて、何でこれやってるのかと。

何ですか。

竹下徹生涯学習課参事

同和関係者が社会教育指導員をしているっていうことについては、平成16年度からそういう体制にはなっております。その当時のことは、ちょっとはっきり分からないんですけど、今現在で言いますと御存じのとおり、3年前に部落差別解消推進法というのができまして、部落差別は現在もありますよっていうことが国として明確にされたところです。

そういったことで、今後啓発教育や相談業務等を充実させていかなければいけないというふうなことがその法律には書かれております。そういったことから、今のところ2名の配置を続けているところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

あのね、国がどうのこうの言うんじゃないくて、今鳥栖市の話をしてるわけたいね。鳥栖市で差別事象が多発してるとか発生してるならいざ知らず。何回聞いたって把握してないよ。

そして、具体的に差別事象が発生してる。発生してないでしょう、把握してないんですよ。にもかかわらず、置くということが納得でけんわけたいね。

竹下徹生涯学習課参事

確かに、鳥栖市内での発生はここ数年ありませんけれども、全国的には発生しているところでありまして、特に今問題となっているのは、インターネット上での差別事象ということが非常に問題となっております。

昨年におきましては、佐賀県内で高校生が部落地名総監をメルカリのほうにアップするという、これ全国的に話題になったような事象が起きております。

鳥栖市に地区があるなしにかかわらず、そういった事象が発生しているしていないにかかわらずそういった同和問題に関する教育啓発というのはしていかなければならないと。

むしろそういった、いつどんな形で、そういった差別事象に遭うかも分からないというところで、予防と言ったらあれですけども、そういった形での教育啓発というのが必要だというふうに考えております。

尼寺省悟委員

私は、全国的にあなたが言ったような、インターネットでどうのこうのいったことは別に否定はせんけどね、今、高校生と言われたけど。だからそれをさ、社会教育指導員3名のう

ち2人もせないかんっていう理由にはならんやろうもん。

私は、本当にそうなら学校でき、学校教育の現場でね、そういった差別のことしたらいかんというふうに先生がちゃんと指導する、せないかんわけやろう。学校現場で起きているとするならばね。

それを社会教育指導員にするっちゅうのは、また当たらんと思うけどね。

いいです。

最後の質問です。

社会教育指導員の公募ね、前回も言ったたい。

久留米市では、公募してるったいね、久留米市では。佐賀県内でも、私が調べたのは鹿島市ではずっと公募してるわけたいね。

公募しなさいというふうに言ったけれども、昨年の決算委員会の中で検討すると言われたね、調査検討すると。どんなふうな調査検討をしたのか、そして鳥栖市でも公募すべきだと思うけれども、併せて答弁してください。お答えください。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

確かに、尼寺議員言われたとおり、久留米市とかでは公募されております。現在、県内9市と久留米市、小郡市を調査したところでございます。

3市が推薦で、公募によらない方法でされているところでございます。その3市と申しますのが、鳥栖市、佐賀市、伊万里市とかが公募によらないところでございます。

そのうち、ほかの市のうちで公募を取られている市もありますけれども、なかなか応募者がなくて、結局はうちと同じような推薦を取られているのがほとんどでございました。というところで、うちのほうとしても公募ではなく推薦という形を極力取っていきたいなというふうに思っています。

以上です。

尼寺省悟委員

今、鳥栖市と佐賀市と伊万里市は公募してないと、ほかは公募してると。

それで、鳥栖市と佐賀市と伊万里市を除いた、公募をしてるところはなかなか応募者がないからと言われたけれどもね、だから鳥栖市で公募して集まらんというふうにはならないやろうもん。そう決めつけるっちゅう理由はならないやろうもん。

公募したら来られる人も、それを否定することはできんでしょうもん。違いますか。だから、やっぱ公募に踏み切るべきだと思う。

もし公募して、いなければ別の対策を考えると、いかがですかそれは。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

先ほども申しましたように、県内の公募を採用している市についても、なかなか応募がない。また、実質的に関係者のつてとかで頼るケースがほとんどであるということをお聞きしたところでございます。

それで、この社会教育指導員につきましても、その業務に専門性が必要とされるため、公募により採用をするということは、ちょっとそぐわないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっと今の答弁は、鳥栖市はちょっと異常でしょうもん。3名のうちにね、さっきも一番最初に言ったように、どうして全日本同和会出身の人が、3名のうち2名を占めてるんかと。異常状態でしょうもん。

あなたは公募して駄目と言うんやったらね、推薦ということで、ただしその推薦の中で、全日本同和会の推薦は取らないと、広くね、教育会とかそこから、例えば学校の教育関係者、退職した教員とかそうしたところから推薦もらってもいいんじゃないの。

私は公募すべきだと思うけれども、公募に該当せんと言うんやったらね、そういった方法もあるんじゃないと。違いますか。

だから、全日本同和会から3名のうち2名を入れてること自体がおかしなことであって、それを正すようなやり方ちゅうのがほかにもあると思うんで、その一つとして私、公募ということ言ったんやけれども。

その辺、考えないかんのじゃないですかね。いかがですか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

他市の状況を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

他市の状況を見ながら考えていくということなんでね、ちょっとその辺は、もう何回も私はこの問題、もう10年、20年言ってね、おかしいと。

おかしいというふうにあなた方も分かってるはずなんよね。全日本同和会の圧力に屈してこういうことやってると、首を振ってるけれどもね。実質そうとしか見えんたいね。

だから、早期にこれね、やっぱ検討して、3名の指導員のうち2名も同和会出身者が占めると、そういった異常事態を脱するためにね、私は公募すべきと言ったけれども、あなたは公募はそぐわないと言うなら、それならほかの方法をやっぱり考えるべきだと、私は公募が一番いいと思うけどね。

以上です。終わります。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

すいません。

先ほど補正のときにも、ちょっとお話をしたんですけれども、補正のときに、特別支援学級が9クラス増になるというふうなことだったんで、それについて職員、並びに生活指導員等の増がどのくらいあるのかなというふうにちょっと聞いたんですけれども、当初でということだったんで、改めて確認をさせてください。

中島達也学校教育課長

来年度の特別支援学級等の生活指導補助員の配置事業につきまして、本年度、小学校では31名の生活指導補助員を配置しております。それで来年度につきましては、プラス4名で35名、田代小学校、弥生が丘小学校、若葉小学校、旭小学校に各1名ずつ付けたいと、合計で35名ですね。中学校につきましては、本年度8名配置をしております。来年度、田代中学校に1名増ということで9名。

合計で44名、本年度に比べてプラス5名で配置をする予定としております。

この配置につきましては、配置の特に視点として4点、1つ目は生命、それから2つ目が安全、それから3つ目が学習、学校生活保障、それから4つ目が社会性の育成、それからさらに8つの項目を細かくですね。例えば、補助員が付いていないと学校生活を送る上で命の危険を伴う児童生徒とか、そういう8つの観点に分けて各学校の子供たちの状況、こういうものを学校側ときちっと協議をしながら、適正な配置に努めているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

生活指導員とか補助員については確認できたんですけれども、それに伴う9クラスの増に伴って先生といますか、職員というのは何人ぐらいか、またプラスして増えるんですかね。

中島達也学校教育課長

基本的に職員につきましては定数がございまして、基本的には1クラス1名というのが基本で職員が付いてまいりますので、例えば特別支援学級が5クラスというところでは、基本は5人付くってというのが基本でございます。（「9名増ということですか」と呼ぶ者あり）そうなんです。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

職員というか、先生のほうの確保も大変だと思いますけれども、しっかりその辺はやっていただきたいなというふうに思います。

あと2点よかですか。すいません。

別件なんですけれども、7ページの小学校の補助及び交付金の、一番下のヘルメット購入費補助金、それと中学校にもヘルメット購入補助金があるんですけれども、小学校は7,000円、中学校は63万7,000円ですかね。

それで、その取扱いについて、ちょっと確認をさせていただきたいなと。何で小学校ってこんなに少ないのかなと、ちょっと思うんですけれども。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

小学校の自転車通学の場合のヘルメット補助になるんですが、小学校でそういう自転車通学が認められている分が、先ほど学童輸送の分で、これはタクシーによる輸送だったんですが、学童輸送自体は1年生から3年生までを対象にしております。それで、4年生以上については自転車で通うことができるということで、高田・安楽寺地区ですね。それから水屋町地区のほうから申請があった分についての補助になっております。

以上です。

中村直人委員長

ついでに、中学校も言ったら。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

中学校については、自転車通学というのが一般に認められてますので、その中から申請がある分についての補助になっております。

それで、小学校も中学校も、いずれも実費の2分の1の補助ということでしております。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

小学校については、自転車通学が許されている校区だけということが確認できましたけれども、小学校のほうで、小学生が通学以外で自転車に乗るときにヘルメットを着用するように指導されていると思うんですけれども、その指導及び小学生のヘルメット着用率というのが分かるならば教えていただきたいなと。

中島達也学校教育課長

今、きちんとした資料はございませんが、大体90%程度が着用しているというふうに認識

をしております。一番多かったのは、やっぱり田代小学校のほうで98%ぐらいはあったと認識をしております。

中川原豊志委員

ぜひどの小学校も、やっぱりヘルメット着用を100%近くなるように御指導いただきたいというふうに思います。

もう一点だけ、よろしいですか。

中学校の給食業務委託料が9,370万9,000円。これ、中学校の選択弁当制のところだと思えますが、利用率とそれから今後の学校給食センターの考え方、保護者の意向も含めて教えていただきたいと思えます。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

まず、選択制の弁当給食方式の利用率ですが、今年度の数字で言いますと、生徒からの申込み率は53%になっております。

ここ四、五年、3%、4%ずつぐらい、だんだん伸びてきていたところなんですけど、ちょっと今年度に限っては昨年並みぐらいの数字で落ち着いているようなところになっております。

今後の給食の見通しということなんですけれども、教育委員会としては完全給食という形で、みんなが食べるような形での給食の方向にできないかということで検討をしているところです。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

検討しているっていうのが、もう何年も前からずっと聞いているような気がしますけれども、本当に給食センターにする考えがあるのかどうか、しなくちゃいけないと思ってるのかどうかっていうのはどがんですか。

検討をずーっとするばかりで、いつまでもこのままでいくのか。

白水隆弘教育次長

私のほうから申し上げます。

以前にも御答弁をさせていただいておりますけれども、現在の給食センター、小学校が運営されておりますけれども、これを建設するに当たりまして、検討委員会等、開かれております——経緯は御存じかと思っておりますけれども。

その中で、当初は7,000食以上の給食を——全小中学校にですね——施すということで計画をなされております。その後、1か所では無理なので、例えば南北に分けるとか2か所にと

今回の条例改正におきましては、まず放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正がなされ、今まで放課後児童支援員に関わる認定資格研修の実施主体が都道府県であったものが、人口70万人以上の指定都市が行う認定資格研修修了者も資格対象となったものでございます。

次に、放課後児童支援員の資格要件の緩和でございます。

認定資格研修を修了した者に加え、修了を予定している者についても資格対象とする措置を令和5年3月31日まで3年間延長するものでございます。これにつきましては、久留米市、佐賀市でも鳥栖市と同様の措置を取られると聞き及んでおります。

以上で、説明を終わります。

中村直人委員長

ただいま、説明が終わりましたので質疑を行います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



陳情第1号「佐賀県民体育大会の歌」復活導入提案への支援のお願い

“「国民スポーツ大会」への市民の盛り上げ運動へ”

中村直人委員長

それでは、陳情第1号「佐賀県民体育大会の歌」復活導入提案への支援のお願い“「国民スポーツ大会」への市民の盛り上げ運動へ”を議題といたします。

この際ですので陳情について……、資料はありますか。

それじゃあ、この陳情について皆さんの御意見を賜りたいと思いますが。

〔発言する者なし〕

支援のお願いという陳情ですので、それでこれは県にも出されております。あらゆるところにお願いがされております。

それで、私も県のスポーツ関係をしておりますので、県のスポーツ課とも話をし、それぞれ県民体育大会の開会式の前に音楽を流そうとか、そういった動きが若干あっているようでもありますので、こういった陳情について、議長のほうに返さないといけませんので、後でこちらのほうでまとめて、最終日の日に皆さんの御意見を賜ってまとめたいと思いますが、

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そのような取扱いをさせていただきたいと思います。

以上で、陳情については終わります。



中村直人委員長

最後に報告をお願いしたいんですが、新型コロナウイルス関係で、今学校が休業になっております。それに伴う現状報告をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料を配付しますので、よろしくお願ひいたします。

〔資料配付〕

じゃあ、この資料の中身について、若干説明をお願いしたいと思ひますが。

井上由里子学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事

失礼します。

配付をしております資料を御覧ください。

本日、8時30分現在の小学校、中学校の児童生徒数です。

右下のほうを御覧いただきたいんですが、小学生が、本日288名登校しております。全児童生徒数が4,897名ですから、5.9%の児童が登校をしております。

中学校に関しましては、本日3名登校しております、全体から見ると0.1%の生徒が登校をしております。

感染拡大防止のための臨時休業ということですので、ある程度御理解をいただけているのかなと思っております。

以上です。

中村直人委員長

ここの報告について、何か御意見等があったらお願いしたいんですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃあ、以上で終わります。



中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。本日の総務文教常任委員会は、これにて散会をいたします。

午後0時2分散会

令和2年3月9日（月）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	尼寺省悟
副委員長	久保山博幸	〃	中川原豊志
委員	森山林	〃	伊藤克也
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	部長	野田寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局	長	実本和彦
総務課長補佐兼文書法制係	長	江下剛
総務部次長兼財政課	長	姉川勝之
契約管財課	長	森山信二
総務部次長兼庁舎建設課	長	古澤哲也
議会事務局	長	緒方心一
監査委員事務局	長	古賀和教
企画政策部	部長	石丸健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室	長	鹿毛晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係	長	田中大介
情報政策課	長	野下隆寛

教		育		長	天	野	昌	明
教		育	次	長	白	水	隆	弘
教	育	総	務	課	長	青	木	博
教	育	総	務	課	長	眞	子	寛
学	校	教	育	課	長	中	島	達
生	涯	学	習	課	長	松	隈	義
			長	兼	図	書	館	長

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 日 程

自由討議

議案審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第1号鳥栖市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第2号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

議案甲第10号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前9時59分開会

中村直人委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

自由討議

中村直人委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回、付託された議案を含めて委員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

伊藤克也委員

委員会の初日に所管事務調査の件について、ちょっとお話をさせていただいたんですけども、その後どういった形でこの所管事務調査について検討したかについて、どのようになったのかを教えてくださいたいと思います。

中村直人委員長

大枠的には、まだちょっと検討している段階ですけども、やはり今日の状況としては財政的な問題が一つはどうかというのが1つと、今、滞っておりますけれども駅周辺の整備ですね。これ、前はここに入っていたわけですので、そういった点をこの委員間で調査したりして提言できるような状況をつくったらどうかかなというふうなのが、ちょっと私の中にはありますけれども。

それぞれ、皆さんの御意見を賜りながら進めたいと思いますけれども。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

今、委員長のほうからあったように、財政的なものとか駅周辺のことについてとかっていうことで御提案を頂いたわけですけども、ほかの委員さんについては、皆さんから御意見を頂くっていう形じゃなくて、もうそういった方向でまとめていくっていうことで、よろしいんでしょうかね。その辺は、皆さんの御意見を伺ったほうがいいのかなっていう気もしますが、いかがでしょうか。

中村直人委員長

この前の話の中では、ちょっとこっちで一方向的に決めるんじゃないかと、少し意見を聞いてくださいという話でしたので、今こちらの考え方を申し上げたんですけど。

今の段階で、皆さんのほうから何かあれば出していただいて、その後正副委員長で協議したいと思います。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

私も今回、総務文教は初めてなんで、いろんなことで幅広く知り得たわけではもちろんないんですけども、例えばふるさと納税とか企業版ふるさと納税とかもありますので、そういったところでの調査とかもいいのではないかなと個人的には思ったりとか、あと入札問題についても昨今、いろいろ議論をされておりますので、他市の入札状況等についても勉強したりするのも個人的にはいいのかなというふうに思ったりはしております。

以上です。

中村直人委員長

ほかに何か、委員さんで何かありましたら。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

じゃあ、今、意見がありましたよと、私のほうから言った部分をちょっと照合して、正副委員長で協議したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

ほかにはございませんか。

よろしいですか。

じゃあ、自由討議を終わります。



中村直人委員長

陳情の協議結果ということではありますが、大枠の文面を作りました。

それで、協議の結果については、ちょっと読み上げてそれで――皆さんのほうにありますかね。

協議の結果については、陳情第1号について委員間で協議を行いました。当委員会とし

ましては、陳情の趣旨を理解し、今後「佐賀県民体育大会の歌」を学校をはじめ、各機関の中でも活用されるよう要望する事といたしました。

こういったことで、陳情についてのまとめをしたいと思いますが、皆さんの御意見を賜りたいと思います。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

いいですかね。

議会に対する陳情ですので、執行部にじゃなくて、議会としてどうするかということでこういうふうな感じにしましたので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それじゃあ、陳情の協議結果については、このように取りまとめ、議長のほうに答申したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、執行部を入室させますので、暫時休憩をいたします。

午前10時4分休憩



午前10時14分開会

中村直人委員長

それでは、再開いたします。

これより、総括を行いたいと思いますが、その前に、先日の議案審査の中であっておりました質疑につきまして、執行部より答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おはようございます。

先日の議案外で、まちづくり座談会について御報告した際、座談会でどのような意見が寄せられたのかということで教えてほしいということでございました。

これまでに、市内8か所のまちづくり推進センターでの座談会は終了しておりますけれども、新型コロナウイルス感染防止で延期をした分や若年層、それから各種団体との意見交換も今後予定しておりますことから、それらの御意見等も含めまして、整理でき次第、準備を

非常に困るわけだね。

そのための、増やすような予算措置もしていないと。

ただ、聞いてみると、やっぱり困るけん何とかするように交渉はしてるっていう話なんですけどね、やっぱりちょっとこれはね、市長が自分の任期内に待機児童を解消すると言ったんだから。

4年生、5年生やったら分かるけれども、3年生で待機児童がおるっちゅうのは、これは大きな問題だと思います。それが1点。

それからね、コロナ対策で2点ほど言いたいんですが、一斉休業によって、特に非正規の人たちが休業するということで、その補償がね、労働基準法で6割補償されるということ。あとの4割は補償されんと。それに該当する人が40名ぐらいいらっしゃるという話やったね、この前の答弁では。

これに対して、少なくとも10割補償すべきだという話をしたんですけど、それは検討してないと。

決めたのは誰かと、一斉休業をね。

国とか県の要請があつて決めたのは、教育委員会でしょう。であるとするならば、当然、こうした問題があるんだから、そうした問題をどうするかっちゅうことも踏まえて、やっぱりすべきだと思うんよね。

これは、やっぱり10割補償ができるようにね、必要な予算措置はすべきだと思います。

それから、この問題に関連して、今、学校を開放してるんですね。この前数字を聞いたら、僅か6%の人しか利用してないと。人数にして280人ぐらいですかね。

学童保育を利用してるっちゅうのは700人ぐらいなんです今、学童保育を利用してる人は。だから、少なくともそれと比べてみると圧倒的に少ないと。せっかく開校してるにもかかわらず、利用している人はね。

私は、学童保育を利用している、少なくとも700人に近い人が来るんじゃないかなと思ったんですね。

その原因は一体何かと、私なりに思うけど、これ送迎せないかん。送り迎え、ね。

8時に開校して4時に帰るんやけれども、少なくとも迎えに来ないかんと、やっぱそれがネックで、学童保育を利用しているんやけど、迎えに行けないから、せっかく開校してるけれども利用できないと。

だから、今後どういうふうになるかどうかは分かんなんですけれども、今の状況を見よってみたら、コロナウイルスが終息してるところか増えるということで、今、15日までと言ってるけれども、もっともっと延びるという可能性もあるんだからね。

ちょっとその辺をね、せっかく開校してるんだから、多分見守り隊とかそういった人がなくなるということで、そういう送り迎えが必要としたんじゃないかなと思うんですけどね。そしたら、それなりの措置をね、やっぱり取るべきじゃないかなと思うんですね。

それから、最後は大規模改造についてなんですが、これ教育委員会サイドで、市長さんが全体として言われたわけじゃないんですけども、学校の老朽化が進んで、今、2年とか3年に1校ずつやってると、これやったら全部やるためには20年、30年かかると。だから、少なくとも1校ではなくて複数校やりたいと、やっていきたいと。それが、教育委員会の考え方だというふうなことを、ずっとこの委員会の中で言われているわけですね。

ところが、現実的にはね、令和2年に田代小の設計をやって、令和3年、4年、5年に田代小の工事をして、その後旭小と、これこれの理由があると言われたんですよ。

確かに、昔と比べて工事に時間がかかるからだと、こういうふうなことで言われた。それは全然分からんわけじゃないんですけど、これやったらね、今までと変わらんのかなと思うかと。

せっかく教育委員会が、そういった形で、学校の老朽化を改善しようとするならば、市長サイドとしてもそれなりの予算措置をね、やっぱり支援していただきたい。

教育委員会、いくらやりたいと思ったとしてもね、そういったお金がなかったらできんのであるからね、そういった意味で、ぜひ市長サイドについても、この大規模改善に対して複数校できるように、やっぱりしっかり予算措置をしていただければと、そういうふうに思っています。

sonだけです。

中村直人委員長

意見だけでいいってこと。（「意見だけでいい」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員

新庁舎の建設の件なんですけれども、実施設計がおおむね終わりにかけて令和2年度から工事に入るわけなんですけれども。

ぜひ、委員会の中でもありましたけれども、発注業者選定においては、やっぱり地元業者の育成もありますんで、少しでも多くの地元業者への発注機会を考慮していただきたいというふうに思いますので、これはもう要望ですんで、改めてお願いをしたいというふうに思っています。

中村直人委員長

ほかにはございませんか。

久保山博幸委員

員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

次に、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算中、当総務文教常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。



議案甲第1号鳥栖市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第1号鳥栖市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



中村直人委員長

以上ですけれども、先ほど申しましたように、新型コロナウイルス対策について、現状どのようなになっているのか、総務部長のほうからお願いいたします。

野田寿総務部長

私のほうから各部長を、ちょっと代表して申し上げたいと思います。

手元に、ちょっと資料が全くない状態ですんで、申し訳ないんですけれども、新型コロナが発生した段階で、各部長を中心として健康増進課、健康福祉みらい部長を中心として情報連絡室というのを立ち上げました、まず。

その中で、イベント関係についてどうしようかということで、特に主催、共催の部分について決めていく必要があるということで、1回だけ、その情報連絡室というのを健康増進課のほうに立ち上げてやってあげました。

イベントの議論をする中で、やはり中止ということがありましたので、中止の方針を出すという話であれば、一つ、市長、副市長ということを入れた形で決めたほうがよかろうということで、対策本部ではありません、まだ。県内で発生しておりませんし、佐賀県のほうも、まだ本部が立ち上がったわけではございません。

対策本部の準備会議という名称で鳥栖市のほうでは、市長、副市長、それと教育長、そして各部長、そして健康増進課が事務局ということで、このメンバーで、今、各部のほうの、特に各部での取組についての報告、そして統一しないといけないという部分についての統一方針をどうしようかということで検討していったところです。

それで、今、ホームページ、それから議員の皆さんにも資料等は行っていると思いますけれども、3月15日まで、特に内閣府のほうから1週間から2週間の間のを特に拡大をさせないために力を入れたいという方針がありましたので、我々もそれを受けた形で1週間から2週間の3月15日までについての対応を、まずはどうするかということでお手元のほうに配られたと思いますイベントの、特に主催、共催について——ほとんど中止ですけれども——の方針を出しまして、それをまた周知したというところでございます。

その主催、共催以外についても、当然、実行委員会の弥生まつりとか大きなイベントもございまして、それについても主催者の考え方を聞きながら、それをどうするかということでの情報も得ているところでございます。そういった分かっている分については、それについても広報をしているところでございます。

あと、特に学校関係、教育委員会関係については、政府から強く、一斉休校とかという措置が取られましたので、その措置については教育委員会のほうで検討されて、同じ考え方っていうか、それに従い——従うというところとちょっと語弊あるかもしれませんが、その方針にのっとった形で教育委員会のほうも、そういった方針を出されたと。そして、それに合わせて放課後児童クラブとかその辺の関連、ほかの分をどうしようかということでの方針は出されております。

あと、今、みんなで決めてやっているところは15日までの間という措置で、そういった形を取っています。それで、本部準備会議自体は月曜日と金曜日に、大体朝9時に行うことにしています。そこで、定例的には行うという形にしています。

何かあれば、臨時的に開こうということでもしています。ですので、今日朝も、準備会議については開いております。

あと、委員長からも言われました施設関係については、今日議題にもなりまして、どうするかという話がきてます。

それについては、またきちんと決定したら議会のほうにも、当然御報告いたします。

休館の方向性が、もう既にその休館でいくとか、一部施設について、そう決められていっている部分もありますので、じゃ全庁的にそれを統一したほうがいいという、今朝考え方がありましたので、休館の方向性を全庁的に合わせようと、合わせるというか支障があるかないかということも含めてですね、その辺をちょっと。もう、早急に検討した上で方針をすぐに、あと取りまとめをするという方向性が出ましたので、それを取りまとめた上で、その辺の方針決定をしていくということまではいっております。

それで、15日以降のイベントについても、16日からになりますけれども、流れとしては、恐らく今の状態ではまだ拡大期にありますので、政府は2週間と言っておりましたけれども、流れとしてはまだ拡大傾向にあるので、そこについてはほとんどが中止という方向で流れていくと思いますけれども、それについても、もう決定して行って、また決定次第、どういった事業が具体的に中止になるのかという分についても、また個別の表にしたやつについて、またお知らせしたいというふうな形で思っております。

基本的な流れとしては、まだ拡大期にあるという認識がありますので、実際は、もう急に開くとか、学校とか、今改善しているわけではございませんので、流れとしては中止、流れとしては閉館の流れになっていくんじゃないかなという形にしています。

ただ、利用者側の理由もありますので、そこについては、しっかりと対応していかんといかんということで、その分についての最終的な洗い出しをどういった周知方法があるのかということも含めて検討していきたいといったところが今の状況でございます。

申し訳ありません、ノーペーパーでお話しておりますので、具体的なことはちょっと手元にありませんけれども、以上が報告でございます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

今、報告がありましたけど、何かこの際聞いておきたいという点がありましたらお願いしたいんですが。

なお、適宜、議員のほうにも、そういった情報公開をきちんとしていただくようお願いをしておきたいと思います。

よろしいですか。

中川原豊志委員

学校のほうなんですけれども、学校のほうも、一応15日まで休校というふうな形になってると思うんですけれども、今後、県のほうの通達もあるかと思えますけれども、16日以降をどうするかというのはいつぐらいまでに判断できるのかなど。

そこによって、また子供預ける体制もそうですし、また、先ほど給食の話もございましたけれども、臨時職員さん等の予定もございます。

また、給食納入業者についてもまた在庫をいっぱい抱えて、また休校になったといたらいろんな負担がありますんで、その辺の判断っていうのを、やっば早めにする必要があるかなと思いますが、見解を。

天野昌明教育長

非常に心配をしております。

まず、3月7日の土曜日、卒業式が4中学校のほうでありまして、おかげで、規模を縮小しまして、子供たちの5名と代表に卒業証書を渡すと。それから、校長と教育委員会の告辞をやりましょうということでしたのでそういう、保護者も2名ということで、粛々と4中学校終わっております。

それから、19日の小学校の卒業式も、一応今のところそういった形での卒業式にしていきたいというふうに思ってますし、4月に行われます入学式も、今のところはそういった、規模縮小した形で、どうなるか分かりませんが、その対応をしていきたいというふうに思ってます。

それから、今、話がありました16日以降の件でございますけれども、今週の中ほどに、落合教育長のほうから、またお願いをするという指示が来ております。

それで、今、県内20市町の教育長あたりと相談して対応をしようということではございますけれども、一応、今の状況は好転していないと、拡大期でもあるということも含めて、やっば

りこのままやるんじゃないかなというふうに思ってますけれども、正式な判断が出た時点ですぐ対応していきたいというふうに思っています。

今、学校のほうには、この前校長会のほうで話を、ちょっと人事関係の校長会をやったんですけれども、そこでお願いしたのは、気になる子供たちには、やっぱ訪問できる分は訪問してくださいということと、電話連絡等をやったり、少し子供たちの様子を見てほしいというような事も話しておりますので、学習支援ソフト等も含めて、しっかり今後考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

中村直人委員長

よろしいですか。



中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和2年3月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時38分散会

令和2年3月11日（水）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	尼寺省悟
副委員長	久保山博幸	〃	中川原豊志
委員	森山林	〃	伊藤克也
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市長	橋本康志
総務部	長 野田 寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	実本和彦
総務課庶務防災係	長 古賀 庸介
総務課長補佐兼文書法制係	長 江下 剛
総務課長補佐兼職員係	長 山本 英規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 日 程

議案審査（総務部）

議案甲第16号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑、採決〕

6 傍聴者

5人

7 その他

議員傍聴 1人

成富 牧男

午後 2 時30分開会

中村直人委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

oo

中村直人委員長

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしておりますように、追加議案の議案甲第16号の議案の審査及び採決を行いたいと思います。

以上、よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

oo

議案甲第16号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

それでは、議案甲第16号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ファイルは、令和02年03月定例会フォルダ内の、議案（その3）になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、御説明をいたします。

今、委員長のほうから御説明がございました議案（その3）のほうをお願いいたします。

議案甲第16号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の主な内容といたしましては、市長の令和2年3月から令和2年5月までの給料をその給料月額から100分の30減じるものでございます。

施行日につきましては、令和2年3月1日といたしております。

説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

質問の前に、議題は市長の減給案であって、先ほどの提案理由の説明の中にも、具体的に、何でこの時期に、こうした提案をするのかといったことはなかったのですね——もちろん、全協の中で少しあったけれども。

そういった意味で、直接市長にお尋ねしたいので、ちょっと市長を、ぜひ呼んでいただきたいと思いますけど。

中村直人委員長

それでは、委員より市長に出席の要請がありましたので、市長出席要請のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 32 分 休憩



午後 2 時 34 分 開会

中村直人委員長

再開いたします。

市長の出席を求め、出席されましたので、質疑を続行いたします。

尼寺省悟委員

それでは市長にお尋ねしますが、今度の減給案、6月議会を出して、否決されて、12月には出されなかったと。そして、今度改めて3月に出されたと。

そのことについて、先ほどの提案理由の中で、具体的にこれこれこうだから出しますということでは言われなかった。もちろん、全協では少し触れられたけれども、改めて、なぜ今の時期にこの減給案を出されたのか、まずそれからお尋ねしたいんですが。

橋本康志市長

今回、私の減給の議案を提出に至った経緯でございますけれども、昨年から第三者委員会を立ち上げて、様々な観点から検証をしていただきました。

改めて今回、昨日の全員協議会で御報告をした検証結果が示されたわけでございまして、その中におきましても、それぞれの処分について触れていただいております。

それを受けまして、改めて私の管理監督責任についても明確にすべきであるという判断に至りまして、今回お願いをするに至ったところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それで、ちょっと先に言いたいことを先に言いますけれども、昨日の中で減額した理由を述べて、不祥事を繰り返さないためにこの報告書を生かしていくと、そういったことを言われましたけれども、そこで具体的にちょっと聞きますけどね、対策として言われたのが、長期在籍について、それから検査の省略に関して、それから路面復旧費について、それから発注方法について——分離発注ですね。それから、コンプライアンスの問題、それからその他。そういったことを言われたわけですけど、特に私が聞きたいのはですね、検査の省略についてです。検査の省略、ね。

130万円以下のものについては今まで検査をしなかったと、今後どうするのかと、130万円以下の検査については。

私どもは今までも、130万円以下のものについても全部検査すべきだと、そういったことを一般質問等と言ってきたわけです。

それで、報告書の中にもね、検査については間違えておると、検査しなくてもいいからしなかったというふうに書いとるけど、本当はそうじゃないんだというふうなことを書いてあるんで、130万円以下のものについて、今後検査を全部するのかどうなのか。その辺について、ちょっとお尋ねしたいんですが、まずね。

野田寿総務部長

私のほうから、検査のほうですけども、今、議員も御承知だと思いますけれども、できる限りという要領に従って、要領にはなってますけれども、実際には全数、130万円以下の随契分も含めて全てやっている状況です。

4月1日からは、要領も全部改正申し上げまして、全数、随契の130万円以下の工事についても全部検査をやっていくというふうなことで考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

130万円以下のものについても、全数検査していくということですね。

野田寿総務部長

そのとおりでございます。

尼寺省悟委員

分かりました。

それから長期在籍について、長期在籍であったからこういった問題が起きたというふうなことも言われたんですね、15年間ですか。

そういったことも触れられております。この辺については、市長はどんなふうにかえます

か。

橋本康志市長

上下水道局の仕事というのは大変特殊な仕事でございまして、水道事業管理者、法的な設置も求められておりまして、そういった資格を有する者がいなければいけないということでもございます。その意味で、なかなかその有資格者というところで、長期にわたったというところはあるのかなというふうに思っております。

極力、定期的な異動をしながら、いわゆる不正が起きないように形式を取っていかなければというふうに思っております。

また、もし、いかんともしがたい理由で長期といいますか、長期にわたる在籍をせざるを得ないという状況があったときには、例えば課長とか係長とか、様々な周囲の職責の者を入れ替えることによってチェック機能を果たしていくということで、仕事の業務上において牽制が働くような仕組みを講じながら対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

あと、発注方法について、分離発注をしたからこういった不祥事が起きたといったことも報告書に書かれておりますけど、この分離発注についてどうされますか、今後。

橋本康志市長

今回の報告書を読んだところで考えておりますのは、今回の架空発注の原因となった工事について、分離の仕方が適切でなかったのではないかという御指摘だろうというふうに思っております。

我々としましては、地元の事業者の皆さんに、できるだけ仕事を取っていただくために、今、可能な範囲で分離発注をしていくということは務めとして必要だというふうに思っております。

ただ、技術的に一貫性を持たなければいけない事業とか、そういったものについては、再度技術的な観点から、ここは一貫性を持たせたほうがいいので一括して発注すべきということが必要だとならないかという御指摘だと思っておりますので、そこは技術職の皆さんと一緒にあるべき姿ということを再度検証して、発注に努めてまいりたいと思っております。

尼寺省悟委員

あと、このその他の項目の中で、指名回避というようなことも触れられていますよね、指名停止と指名回避。

実は私ね、今回西中学校、5月の30日に坂口組が取ったわけですね。そして、6月の15日の段階で業者名を発表したわけですよ。

私は、これちょっとおかしいと、常識的に考えてね、こんな問題の渦中にある者に対して何で入札に参加させるのか、どうのこうのと。

そしたら、教育委員会は知らなかったと。そういうことなんですよ。

だから、既に市としては、坂口組が関与しているのは分かってたんだから、この指名回避という手段、取ろうと思ったら取ることできたはずと思うんですよ、私はね。だから、そういった意味で、指名停止だけではなくて、その段階で指名回避という中間措置を取ったほうがいいというふうな、こういった提起もここでされているわけですよ。それについてはどうなんですか。

市長はね、入札方法の改善とかそういった広報もホームページに出されているわけですよ。そういった意味も込めて、この指名回避ということに対しては、考え方はどうなんですかね。

橋本康志市長

今回、報告書の中で書いていただいております指名回避ということでございますが、これは我々にとって初めて承ったやり方でございます、具体的にどういうこと、どういう方法でなされているかということをお勉強しなければいけないなと思っております。

ただ、入札の在り方につきましては、よりよい方法を模索するというのは常に続けていかなければいけないというふうに思っております、今後、今回御指摘いただいたことも含め、入札の在り方について改善を図っていきたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

総務部長は、当然御存じだと思いますけど、今は、例えばA級業者とかB級とか、そういったことで十何社ぐらいあるわけよね。その中で、その仕事に対してもう一律に、全部振り当てて、一律に募集してるわけですね。

そうではなくて、この仕事に対してああだこうだちゅう形で、そういったやり方があるわけですね——知ってると思いますけど。

だから、そういった意味で指名停止とまでいかななくても問題があるその業者に対しては、指名回避という手を取ってね、やっていくということは前からずっと言われてたことだと思うんよね。

だから、その辺についてはどうなんですかね、もう少し何か、今勉強していくと言われたけれども、そうじゃなくてもっと積極的に、こういったことを契機としてね、進んでいくということが必要じゃなからうかと思うんですけどね。

いかがですか。

野田寿総務部長

方ってないんですかね、その辺いかがですか。

橋本康志市長

今回の検証委員会の人選については我々も、なかなか技術的なところも絡むものですから、大変悩んだところでございます。

法的なところでいきますと、やはり県内には弁護士会の中に多数の先生もいらっしゃいますし、そこであえてほかの地域で活動されてる先生に頼むと、そこまでの発想は持ち合わせなかったというところでございます。

また、特に技術的なところについては、特に発注も絡むものですから、要するに大学の先生ですと、例えば技術的なところはお分かりかもしれませんが、発注業務というところになるとなかなか、実際に手がけられたことがないということもございまして、なかなかやはり、その意味では人選に苦勞したところでございます。

様々、佐賀県のいろんな担当部局にも御相談申し上げ、どういった方がこういう検証にふさわしいのかということで、ようやくたどり着いたのが今回の委員さんでございまして、その意味では、我々としては手を尽くして委員の人選について努力をしてきたと思っております。

今回、御指摘を頂戴しましたので、こういうことが度々あってはならんこととございまして、次に何かしなければならぬときについては考慮していきたいと思っております。

尼寺省悟委員

あと、これ第三者委員会の方に本当は聞かないかんですけどね、全協でも言ったんですけど、いわゆるJVとか業者の方、直接聴取してないわけよね。してないわけですよ。

それから、今度改めて私びっくりしたのは、場長さんですね。場長さん、御存じでしょう。

あの方がかなり書いてあって、かなりキーマンじゃなからうかなという気もするんですよ。

どういうことかっちゅうと、なぜ元次長が、黙っとけば分らんのにね、告白したのかとか。いろんな意味で、そこに彼が関わってるんじゃないのかなという話は以前から聞いたけれども、そういった意味で、今回聴取しなかったんよね。

だから、今回、事務局は総務課でしょうが、だから総務課としても、彼に対して直接聴取するっちゅうことはしなかったんですかね。何も聞かなかったの。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

事務局は総務課といいますか、要は上下水道局と総務課と両方で事務局をしております。

私どもは、当委員会でも言われましたように、再発防止のためにということで、そういう指名を受けて私どもとしては参加をしております。

ですので、実際聴取云々っていうのは、あくまで第三者委員会の先生方が御自分たちの考えで決められているわけで、私どもとしては出された原因とか、あと今後のやるべきことみたいなことの、その指摘を受けて、じゃあ何をするのかというのを考えるのが私どもの役目だと思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それから、市長にもう一回聞きたいんですけどね、これ私、全協の中で言ったんですけども、元次長さんの動機ですよ、これをした動機。

それ、どうしても分からないんですよ。たかだか127万円、ね。

もし分かれば、本当に懲戒免職とか、もっと言ったら警察、そういったことになるかもしれんけど、あえてこういうことをしたと。

それがね、私この報告書を見ても、ちょっと分からん。何でこんな危ない橋を渡ったのかと、よう分からん。

それで、本当に今回の件は、この127万円だけなんかと、差が500万円あるというあれでしょう、500万円に対して127万円、もっとほかに、4件とまで言わんけど何件もあるんじゃないかろうかと。

どうしてもその辺が、報告書を見ただけでは、彼の動機が分からないっていいね。何でこんな危ない橋渡ったのか、もっとほかにあるんじゃないのか。今回の氷山の一角じゃないのか。

それから、どうして、さっきも言うように、なぜこうしたことをしたのかと。

それで、これちょっとうわさだからね、あんまりあれなんですけど。天の声っちゅうのもあるんですよ、天の声。天の声があったと、聞かれたことありますか、天の声があったと。実はと。そういった声も言われておるんですけど。

その辺含めて、ちょっと市長のほうから、3つ言いましたけど。

橋本康志市長

私たちについても動機のところは、大変気になるところでございますし、またこちら辺が、どう事前に解消する手だてを講じていくのが再発防止のために具体的な方策として必要だろうというふうに考えております。

今回の報告書の中でも触れていただいておりますが、次長兼事業課長については人柄としては非常に信頼の厚い人でありまして、真面目一方の方でもございました。

今回、その天の声とはちょっと私、初めて伺いましたけれども、状況からすると、やはり分離発注に微妙に絡んでくるところでございますが、手がけていただく事業者が九州に数社しかいない工事もあったと、それが、今回の期限を逃してしまうと、下手をすると1年後

ぐらいにしか作業が取りかかれないと、そうなると大幅に事業期間が延びて、水の供給責任が果たせなくなるおそれがあると、そこが大変大きなプレッシャーとして抱えていたんだろうというふうに思っております。

その意味では、確かに事業者間で、民民の話なので、我々が立ち入るべきではないという御指摘はもうそのとおりなんですけど、なかなかやはり、事業者間での相談がデッドロックになってしまって動かないという状況が続いておったんで、またその次に、工事を手がけていった事業者が、もういつまでしか工事ができませんというようなお話も聞こえてきていたというふうに聞いておりますので、そこで大変焦ってしまったということで、もう、ある意味、こういう表現がどうか分かりませんが、煮詰まってしまったといいますか、もう、なかなかほかの人に相談をすとかそこまで思いが至らず、とにかく金額が障害であるならば、そこのお金を何とかすればやってもらえるんだったら、もうそこで何とかしようというところに立ち至ったのかなという思いがしております。

したがって、先ほどから申し上げておりますように、そういった相談体制というか、そこが、もし事業進捗上、何かいろいろあるのであればそこに、様々な人が係わって一緒に問題解決をしていくようなこととか、様々な方策を講じる手はずを整えていくべきだというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

もともとはこのJVとマツコーとの間に、手直し工事に対する補償金ですか、実際500万円ぐらいと聞いてるんですね。

それでもめて、ずっと遅れたと、でも業者にとってみてね、これがもめたら大変なことになるっちゃうことは理解しとったはずなんよ、分かっているはずなんですね。

だから、その補償は補償として、仕事は仕事をしてやっていくという形を取ればね、こんな問題起こらなかつたし、そういうふうな考え方に、発注者だからね。

そういう考え、これはこれであんたたちやってくれよと、仕事は仕事で先にやってくれと、そういった指導を強力にすればね、こんな問題なかつたと思うんですけどね。そう思われませんかね。そんなふうに。

橋本康志市長

報告書の中でも触れられておりますし、また議員の皆様からも様々御指摘を頂いております。

ある意味、発注者としてのあまりにも弱い対応ではないかということもございまして。そこは、今回の反省点としてしっかり捉えなければいけないと思っております、先ほど来申し

上げてます発注のあるべき姿、あと実際に発注して工事が完了するまでの工程監理の在り方、そこへの発注者としての関わり方、この辺をもうちょっと明確に、かつ適宜チェックが入るような体制を組んでいく必要があるというふうに考えております。

尼寺省悟委員

一応、いいです。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

中川原豊志委員

今回の、市長の減給の提案なんですけれども、30%3か月というふうなことなんですけれども、まず、この根拠ですね。

例えば、平成28年熊本地震の後の、学校給食センターの被災したときの復旧工事、施工不良かもしれないというふうなことで、職員のほうで若干隠蔽とも言えるような時間があったんで、これに対して職員の降格とかを含めて市長も、あのときは10%だったと思いますね。その後、一昨年農地法違反のときの減給は、2度目のときに12月やったですかね、一昨年の。100分の100、3か月、正式には3期目の任期満了までというふうなことで提案をされる。

それで今回、また職員の不祥事にもなるんですけれども、これに対して100分の30、3か月というような、この辺の数字的などころのいろんな、ばらつきもありますけれども、100分の30、3か月という根拠がちょっと分からないいもんですから、まず教えていただきたいと。

橋本康志市長

私が今回、100分の30の3か月ということで御提案に至ったところでございますが、この検証報告書の33ページでも、ほかの町の事例が並べられております。

これについては、いわゆる管理監督責任として言及をされた事例が載せられております。

今回につきましては、この架空発注事案が出たのが昨年の4月ということで、それ以前に、いわゆる農地法の関係で違反状態になってるということで、コンプライアンス研修を続けている中で起こってしまったことであるということでございまして、そこに鑑みまして通常の、いわゆる管理監督責任の範囲を見まして、やはり責任を明確にする必要があるというふうに考えまして、今回の提案をしたところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

報告書にもありますように、監督責任というところで、あまりこの第三者のほうからは明確にはされてないところはあるんで、市長の判断だというふうには思いますけれども、農地

法違反のときには、最終的には100分の100という、いろんな関連も全くないようなところでの判断だったというふうに思いますんで、それはそれで評価をしたところではございますけれども、じゃ今回の100分の30というのがどうも、根拠が分かんないなというふうに思います。

それで、先ほども述べましたように、ここ数年で市長の減給というのは3回目になるかと思いますが、そのたびそのたび市長は改善策と、コンプライアンスの研修と、そういうふうなことを言われている中で、この報告書にもありますけれども、まだまだコンプライアンスの欠如というふうなところが記入もされております。

実際、今まで2回減給して、同じようなことを言われてて、また3回目も同じようなことを言われてて、本当にどこまで本気になっているのかなというのが全く見えない。そういう気がするんですけども、今後の改善策、本当にどういうふうに考えているのか再度教えていただきたいと。

橋本康志市長

御指摘ありがとうございます。

コンプライアンス等については、今回、今御指摘があった3件、いろいろございましたけれども、それぞれやっぱり置かれてる背景が違っております。その程度の問題もございまして、また、そこに至った経緯も様々な経緯を経てそういう状況に至っております。

したがって、総論としてはコンプライアンスということですが、やっぱり個別具体的に、具体的にどういう策を講じてその発生を防ぐのかということが必要だろうというふうに考えておまして、今回の御指摘の中で考えますと、やはり発注の仕方、技術的な問題も含め発注の仕方、あと工程管理の仕方、そこに発注者としての関わり方等々、具体的には、やはり制度として盛り込んでいく必要があるというふうに思っております。

また、農地法の関係につきましても、そこに至った手続の問題、あるいはということで、取るべき策というのは全く種類としては違ってくるだろうと思っております、それぞれの個別具体的に制度として作り込んでいくところと、総論として法令遵守ということで職員に徹底をしていくと、この合わせ技でやっていく必要があるというふうに思っております、これを徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

中川原豊志委員

同じような答弁をいつも聞いているような気がするんですけども、根本的に、市職員全員がというわけじゃないけれども、やっぱりそういうふうなところにコンプライアンス的な問題も含めた、どっか甘さがあるのかなと。

それは、どこに一番原因はあるのかと、言い方悪いけど、市長が優し過ぎるのかなという

ふうにも聞こえるんですよ、怒らないから。全然怒らないから、優しすぎるからこんぐらいでいいのかなと。

そこを変えないと、本当に市の職員、全てじゃないでしょうけれども、このコンプライアンスの問題、またいろんな不祥事の問題というのが、決着しないんじゃないかな。

減給案じゃない方法はないのかなと私は思っではおるんですけども、今回架空発注問題については、30%3か月というのが本当に妥当かどうかよく分かりませんが、皆さんの意見を聞いていただきたいなというふうに思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

全協のときにも、発注者側と受託された業者、あるいは工事監理者ですね、との関わりがちょっとおかしいんじゃないかっていうふうな意見を申し上げましたけれども。

給食センターとか新産業エリア、そして架空発注、そもそもこの事件の起きたきっかけを見ると、何かそこんところに問題があるのかなと。例えば、給食センターのときは、事務方が、本来は現場の監理者が判断すべきところを現場に入って直接指示をしてしまったと。

それは、自分のテリトリーを超えて、間違ったところでそういう行動に出してしまったことが給食センターの隠蔽とも取れるような大きな事件に発展したし、新産業エリアにしても、例えば土地の売買関係の調査士さんとか司法書士さん、その辺りに、もし業務委託をしとけば専門的見地から、もうその辺は重々分かった上で、間違いのない手続でプロジェクトが進んでいたのかなと。

そこは、そういうふうな民間に発注しておけば、あくまで専門外のところですから、専門的のところはそういうところに、きちんと発注をしていなかったのが新産業エリアのもともとのきっかけなのかなと。

それで、今度の架空発注も、これも、全協でも申しましたけれども、何で監理者が行うべきようなことを担当者がやったのか。例えば、下地処理は、今回の工事には含んでいませんでしたと、それは決して義務的なものではなかったからっていう判断をされたんですが、それは誰が判断したのかですね。

多分、それ専門家でないとは判断できないと思うんですよ。設計書をつくって、その下地処理を入れるのか入れないのかっていう判断は、これは水道管理者でできないと。多分、専門家が判断されたとは私は思うんですが、その辺のことも今回の報告書では曖昧になってるし、そこまで追及はされておらんのが問題だと思うんですが。

中村直人委員長

その他の項で、ただいま皆様方のお手元に、教育委員会からの関係で、学校における臨時休校後の佐賀県の対応方針というのが13時46分に出されたということで、報告があっておりますので、基本方針は3月16日から県立学校を再開するということで、これに伴って鳥栖市のほうも再開をすると、こういうことで決定をしたということでございます。

あと、内容的については皆さんのお手元に配付しておりますので、こういった形で学校が16日から再開をされるということをお知らせしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後3時20分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 中 村 直 人 ④

